

# **第2次天城町男女共同参画基本計画**

**天城町女性活躍推進計画**

**天城町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画**

**令和5年3月**

**天城町**



## はじめに

天城町では、平成 24 年度に「天城町男女共同参画基本計画」と「天城町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策に取り組んでまいりました。

我が国では現在、少子高齢化や人口減少の急速な進行、高齢者の増加における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響が及んでおります。それに対応するべく女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの実現など女性の参画拡大を推進するとともに、人権の尊重と健康に配慮した社会、あらゆる暴力の根絶などの施策が推進されています。



本町においては、令和 4 年度に実施した町民意識調査の結果から、「男女が性別に関わりなく能力と個性を発揮できる社会が実現されていない」と感じている方が多く見受けられ、男女共同参画社会を形成する上での課題は数多く残されていることが明らかになりました。それらの解決に向けては、男女共同参画の視点を持った各種施策の推進が重要となっております。

そこで、町民意識調査結果や国の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、「第 2 次天城町男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画については、様々な場面での女性の活躍を推進する「天城町女性活躍推進計画」と、配偶者等からの暴力の根絶に向けた「天城町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」とを一体的に推進することとしており、本町における男女共同参画社会の実現に向け、総合的な展開を図って参ります。

今後とも天城町においては、男女共同参画社会の必要性を一層理解していただけるよう、各種施策に積極的に取り組んで参りますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、天城町男女共同参画懇話会委員の皆様並びに町民の皆様に対して心より感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

天城町長 森田 弘光



# 目次

第1章 男女共同参画基本計画の概要	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 第2次天城町男女共同参画基本計画について	2
3. 男女共同参画に係る動向	4
第2章 天城町の現状	8
1. 人口等の状況	8
2. 雇用・就労の状況	13
3. 男女共同参画の状況	15
4. アンケート調査結果	17
5. 第1次計画の評価	34
第3章 計画の基本的な考え方	38
1. 基本理念	38
2. 基本目標と重点目標	39
3. SDGsとの関係性	40
4. 施策の体系	41
第4章 施策の展開	42
重点目標1 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	42
重点目標2 社会制度や慣行の見直し, 意識の改革	46
重点目標3 男女が共に活躍する社会づくり	48
重点目標4 多様性に富んだ活力ある暮らしを支える地域づくりの推進	52
重点目標5 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	55
重点目標6 生涯を通じた町民の健康支援	57
重点目標7 人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた社会環境の整備	60
第5章 計画の進捗管理	69
1. 計画の推進体制	69
2. 計画の評価・進捗管理体制	70
3. 計画の数値目標	71
資料編	73



# 第1章 男女共同参画基本計画の概要

## 1. 計画策定の背景・趣旨

### (1) 男女共同参画社会とは

「男女共同参画」とは、単に男女が共に活動に参加するだけでなく、方針の決定・企画に加わるなど、より主体的・積極的に関わっていくことを表します。そして、社会のあらゆる分野で男女が共に参画し、均等に利益を享受できる「男女共同参画社会」の形成は、世界的に重要な課題とされており、日本でも男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

### (2) 男女共同参画計画策定の背景と目的

国は、平成11年に、「男女共同参画社会基本法」を施行しました。その中で男女共同参画社会について、「少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要である」と位置づけ、市町村に対しては、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」の策定を努力義務として定めました。

天城町では平成24年度に「天城町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

その後、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成30年度に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」がそれぞれ成立し、職業生活や政治分野での女性の活躍推進を目指すこととしています。

一方で、近年、非正規雇用労働者やひとり親など経済上の困難に陥りやすい女性の増加や、就労と子育ての両立のための就業環境整備の促進の必要性など新たな課題が生じています。

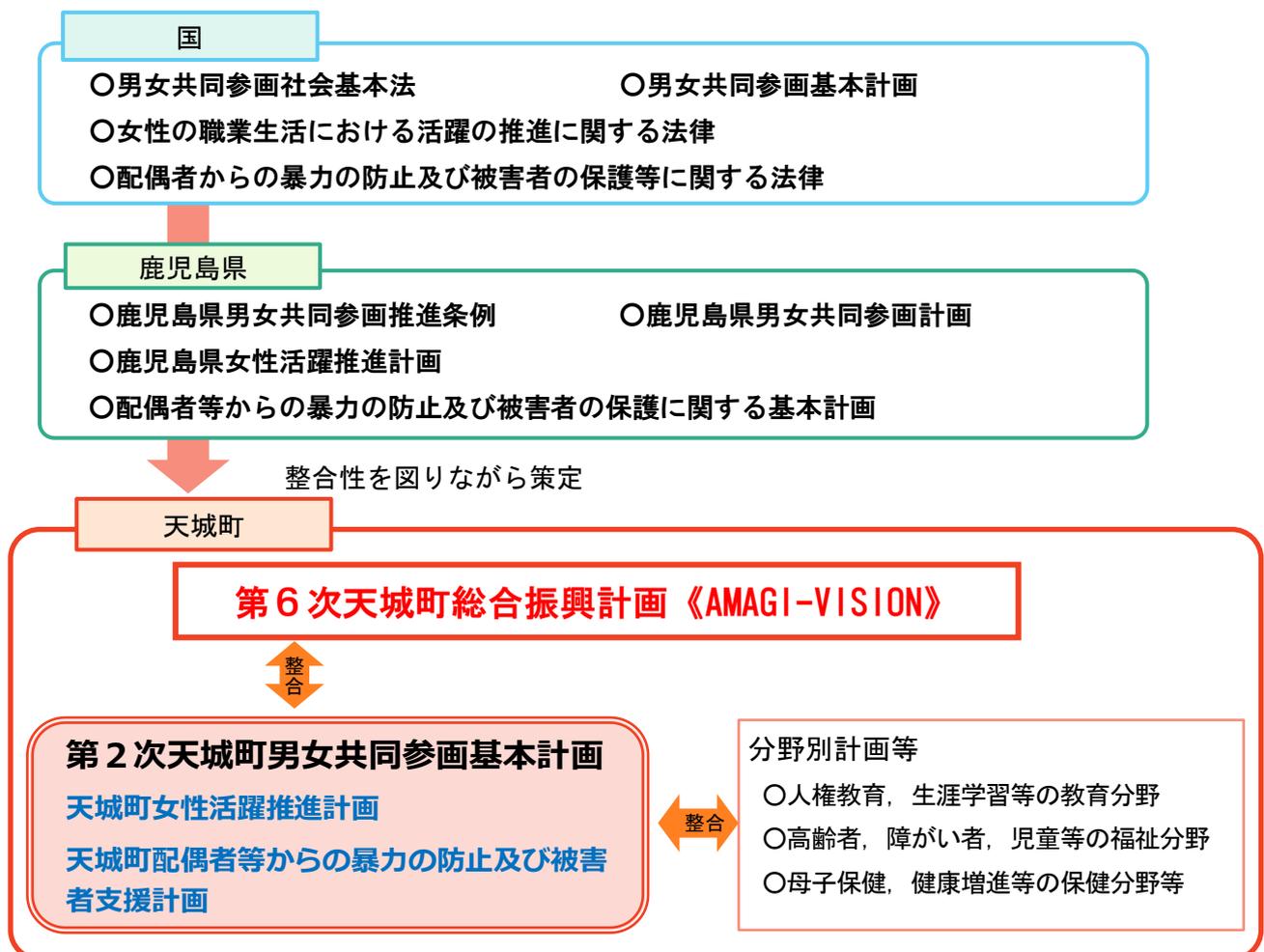
これらを踏まえ、国は、新たな国の男女共同参画の指針となる「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、女性が活躍できる社会の実現をより強力に推し進めることとしています。

この度、令和4年度で「天城町男女共同基本計画」の期間が終了することから、これらの社会情勢の変化等を踏まえ、天城町の男女共同参画施策を見直し新たな施策を推進することを目的として、「第2次天城町男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 2. 第2次天城町男女共同参画基本計画について

### (1) 本計画の性格

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第7条に基づく市町村の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策について体系的にまとめた計画です。
- 本計画の第4章重点目標3～5は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」に定める「市町村推進計画」を包含して策定しました。
- 本計画の第4章重点目標7は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）」に定める「市町村基本計画」を包含して策定しました。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び鹿児島県の「鹿児島県男女共同参画計画」、「鹿児島県女性活躍推進計画」、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を勘案し策定したものです。
- 本計画は、「第6次天城町総合振興計画《AMAGI-VISION》」及びそれに基づく部門別計画との整合性を図り策定したものです。



## 【根拠法令等（抜粋）】

### 1. 法令

#### 男女共同参画社会基本法（第14条第3項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第6条2項）

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条の3第3項）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### 2. 鹿児島県条例

#### 鹿児島県男女共同参画推進条例（第7条）

県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

## （2）計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、5年おきに見直しを行います。

また、社会情勢の変化等により変更が必要となる場合は、適宜見直しを行います。

### 3. 男女共同参画に係る動向

#### (1) 国際社会の動き

国際社会は、国際連合を中心に、男女平等・男女共同参画の実現へ向けて取り組んできました。社会の変化とともに、男女平等・男女共同参画をめぐる課題や位置づけも変化しています。

しかしながら、令和4年に世界経済フォーラムが発表した各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）において、日本の総合スコアは0.650、順位は146か国中116位となっており、先進国の中で最低レベルとなっています。

内訳は、教育分野、健康分野は高いものの、政治分野、経済分野が低くなっています。

2019年GGI (153か国)			2022年GGI (146か国)		
順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877	1	アイスランド	0.908
2	ノルウェー	0.842	2	フィンランド	0.860
3	フィンランド	0.832	3	ノルウェー	0.845
4	スウェーデン	0.820	4	ニュージーランド	0.841
5	ニカラグア	0.804	5	スウェーデン	0.822
：	：	：	：	：	：
53	米国	0.724	30	米国	0.769
：	：	：	：	：	：
108	韓国	0.672	199	韓国	0.687
：	：	：	：	：	：
<b>121</b>	<b>日本</b>	<b>0.652</b>	<b>116</b>	<b>日本</b>	<b>0.650</b>

	経済分野	教育分野	健康分野	政治分野	全体
日本	0.564	1.000	0.973	0.061	<b>0.650</b>

資料：「Global Gender Gap Report2022」世界経済フォーラム

#### ①SDGs（持続可能な開発目標）における男女平等

平成27年に国連で地球の持続的な開発目標とも言われるSDGsが採択され、各国はSDGsの実現に取り組むことが決まりました。SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

男女平等はSDGsに掲げられる17の目標のうち目標5「ジェンダー平等を実現しよう」として掲げられており、日本では「次世代・女性のエンパワーメント」として重点的に推進するとしています。

## (2) 国の動向

### ①第4次・第5次男女共同参画基本計画の策定

我が国では平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指してきました。また平成12年からは男女共同参画基本計画を策定して男女共同参画に向けた具体的な施策を展開しています。

平成27年には、内閣府男女共同参画局によって第4次男女共同参画基本計画が策定され、令和2年に第5次男女共同参画基本計画が公表されました。

### 第5次男女共同参画基本計画

#### 【目指すべき社会の姿】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

#### 【第5次計画の政策分野】

I	あらゆる分野における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政策・方針決定過程への女性の参画拡大</li> <li>○雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</li> <li>○地域における男女共同参画の推進</li> <li>○科学技術・学術における男女共同参画の推進</li> </ul>
II	安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性に対するあらゆる暴力の根絶</li> <li>○男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</li> <li>○生涯を通じた健康支援</li> <li>○防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進</li> </ul>
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</li> <li>○教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革，理解の促進</li> <li>○男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</li> </ul>

## ②女性活躍の推進

少子高齢化に伴い、総人口が減少する中で、様々な分野で労働力不足の問題が顕在化してきました。そこで、これまで有効活用されていなかった潜在的な労働力として女性が着目され、女性活躍が国の政策における重要テーマとなりました。それを受け、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が平成 27 年に制定、令和元年に改正されています。また平成 27 年以降は「女性活躍加速のための重点方針」も毎年策定されるようになりました。

## ③DV防止、ストーカー規制の強化

平成 13 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護などに関する法律(DV 防止法)」の施行に始まり、DV 防止や被害者支援の取組の拡充が図られています。近年では配偶者間の暴力に限らず、交際中のパートナー間に生じる暴力である「デート DV」や、男性に対する DV も新たな問題として防止・啓発活動が行われています。

また、インターネットの普及、SNS や動画サイトの利用者の増加といった社会の変化に伴って、インターネットを利用したストーカーや、交際相手・配偶者の性的な画像・動画を公開するリベンジ・ポルノといった新たな問題も生じています。

これらの新たな問題に対して DV 防止法の改正、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。さらに、配偶者暴力と児童虐待は密接に関係があることを受け、令和元年には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

## ④性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の社会的認知と対応

2010 年代後半から、セクシュアル・マイノリティの社会的認知が大きく進みました。加えて、こうした人たちの人権や多様性の尊重、個性と能力の発揮、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指した取組が注目されています。第 4 次男女共同参画基本計画でも性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合などについては、人権尊重の観点からの配慮が必要であるとしています。また、セクシュアル・マイノリティを加味した男女共同参画基本計画の策定や「パートナーシップ制度」の制定なども徐々に増加しつつあります。

### (3) 鹿児島県の動向

鹿児島県では、平成13年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。平成15年には男女共同参画を推進する総合的活動拠点として「鹿児島県男女共同参画センター」を開設、平成18年には「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定、平成29年には「鹿児島県女性活躍推進計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた新たな段階の取組を行っています。

現在は、平成30年に策定した「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を推進するとともに、令和5年度からの第4次計画期間に向けて、到達状況の評価等を行っています。

#### ■「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」のポイント

- ①社会通念、慣習・しきたり、家庭の中などで男女の地位の不平等感が存在している現状を踏まえ、根強い固定的役割分担意識の解消を図る。
- ②長時間労働を余儀なくされる働き方や、職場の中での男女の地位の不平等感の現状を踏まえ、希望する働き方ができる環境の整備を進める。
- ③男女の生涯を通じた心身の健康を支援するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の普及啓発、総合的な取組を進める。
- ④配偶者等からの暴力の現状を踏まえ、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、あらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。
- ⑤生活困窮者に対する相談対応、就労支援など、困難な状況に置かれている女性等の実情に応じたきめ細かな支援等による、女性等が安心して暮らせるための環境整備に取り組む。
- ⑥地域社会における男女の平等感が低い現状を踏まえ、市町村等と連携して男女共同参画の視点に立った地域づくりを進める。

#### ■第4次計画に向けた評価等

##### 【第4次計画において改善に向けた取組が必要な課題】

- ・ジェンダーギャップの解消に向けた、県民の気運醸成、企業経営者等に対する理解促進
- ・あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための環境づくり
- ・引き続き「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する普及啓発と取組の推進
- ・コロナ禍の影響を踏まえ、DVの根絶に向けた意識啓発・相談支援の充実 他

##### 【「男女共同参画に関する県民意識調査」結果概要】

- ・依然として、「社会通念、慣習・しきたりなどで」、「地域社会の中で」、「職場の中で」では、男性が優遇されていると感じている人が多い
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について令和3年度調査で初めて、男性でも「否定(54.3%)」が「肯定(42.0%)」を上回った。 他

## 第2章 天城町の現状

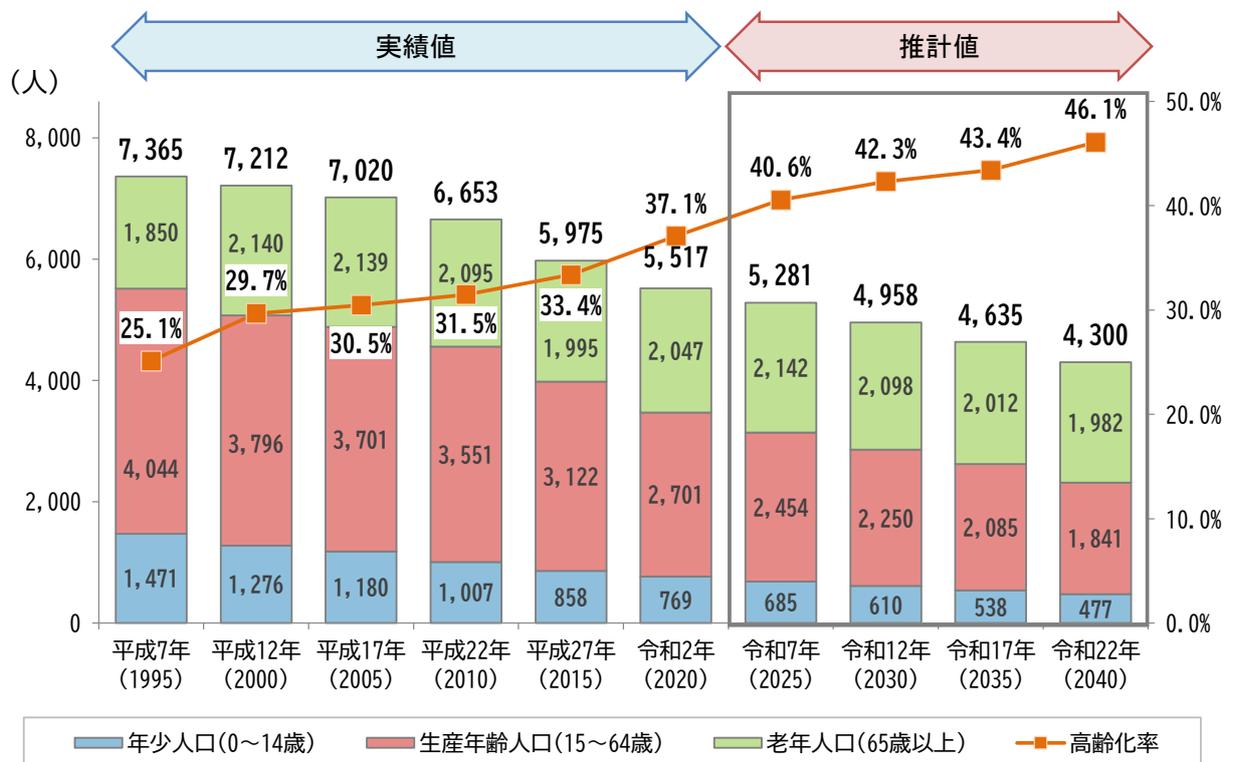
### 1. 人口等の状況

#### (1) 人口の推移と将来人口推計

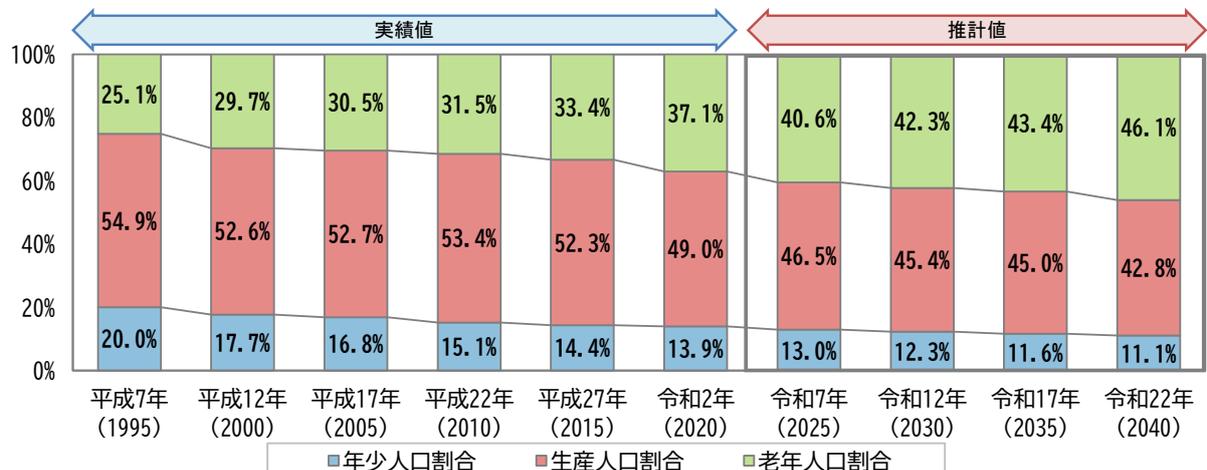
天城町の人口は減少しており、令和2年は5,517人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後も人口は減少すると予測されています。

年齢三区分別の構成比については、年少人口割合、生産年齢人口割合は低下、老年人口割合は増加しており、今後もこの傾向が続くと予測されています。

#### ■ 年齢三区分別人口の推移



#### ■ 年齢三区分別の構成比



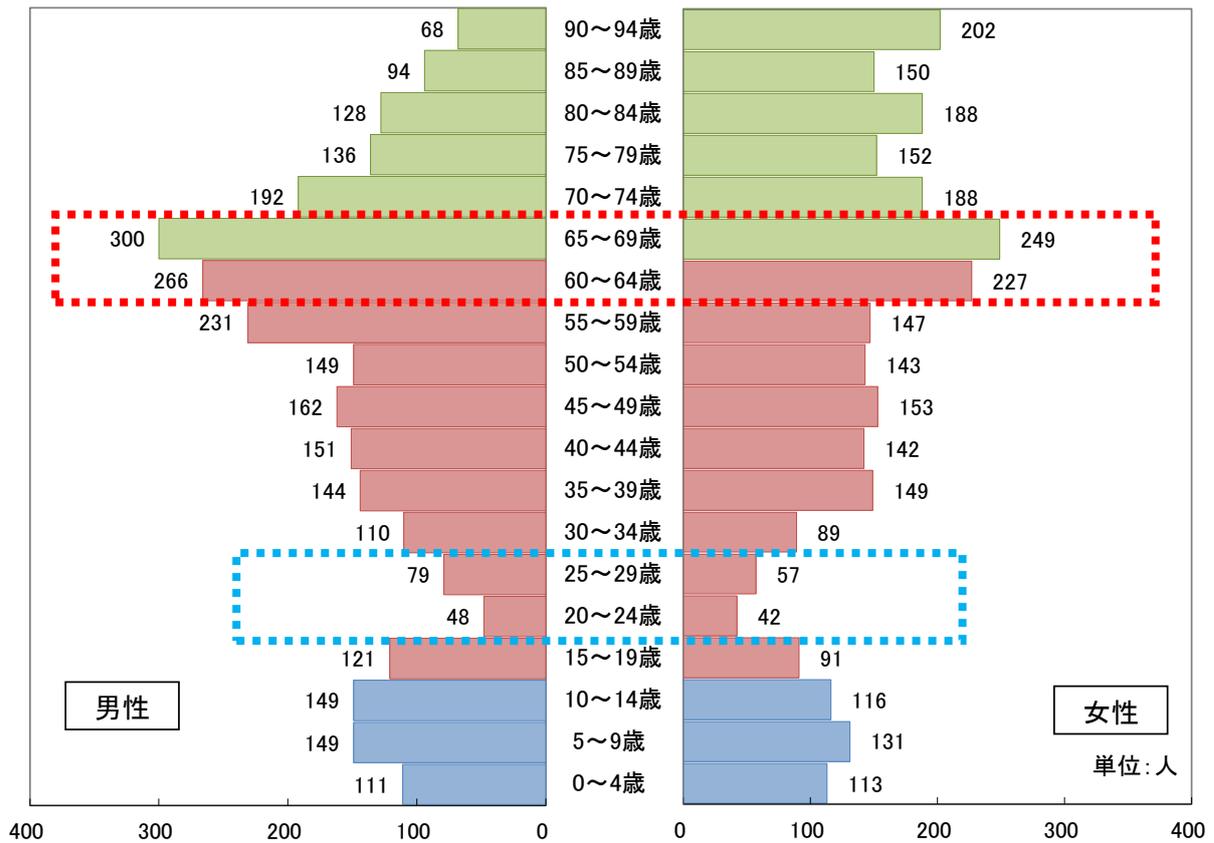
資料：平成7年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は「将来推計人口（平成30年）」国立社会保障・人口問題研究所

## (2) 年齢別人口

令和2年の年齢5歳階級の男女別人口については、男女共に65～69歳の人口が最も多く、次いで60～64歳の層となっており、高齢化が進行している状況がうかがえます。

また、子育て世代や子育てを控えた世代にあたる20～29歳の層が他の年齢層と比較して少なくなっています。

■令和2年の年齢5歳階級・男女別人口



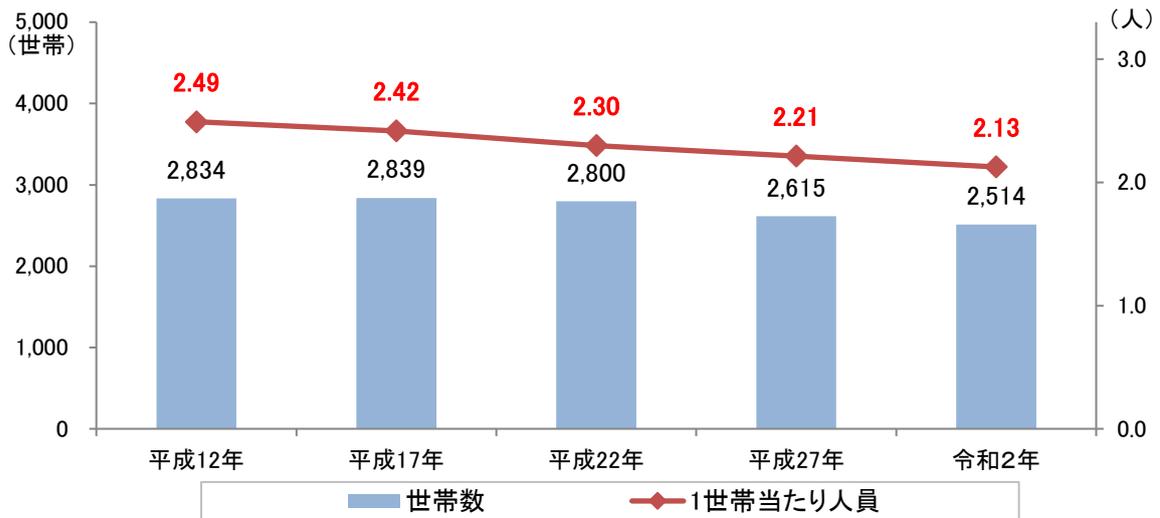
資料：「国勢調査」総務省

### (3) 世帯数の推移

一般世帯総数及び一世帯当たり人員数は、減少傾向にあり、令和2年は2,514世帯、1世帯あたり2.13人となっています。

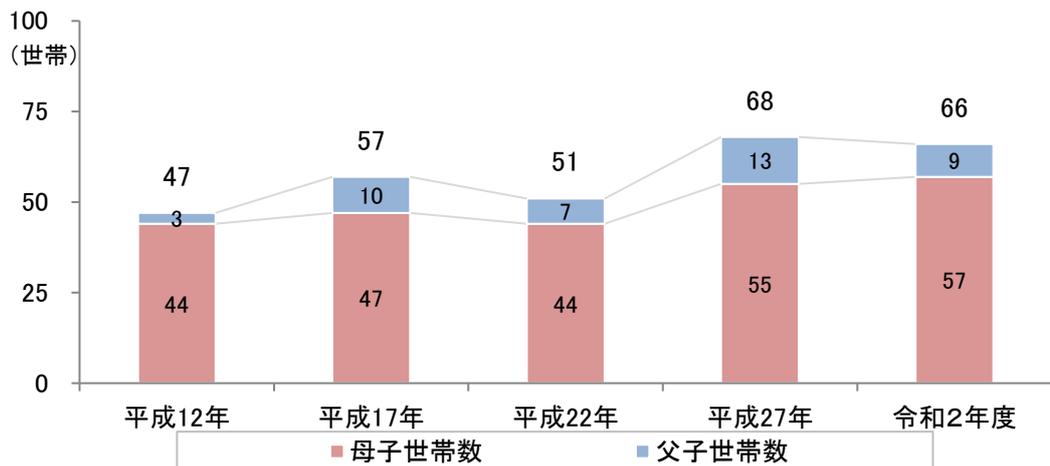
母子・父子世帯数（20歳未満の子どもがいる母子・父子家庭の世帯数）は増加傾向にあり、天城町の一般世帯数に対する母子・父子世帯数の構成比についても、増加傾向にあります。

#### ■世帯数及び一世帯当たり人員数



資料：「国勢調査」総務省

#### ■母子・父子世帯数



#### ■母子・父子世帯数の一般世帯数における構成比

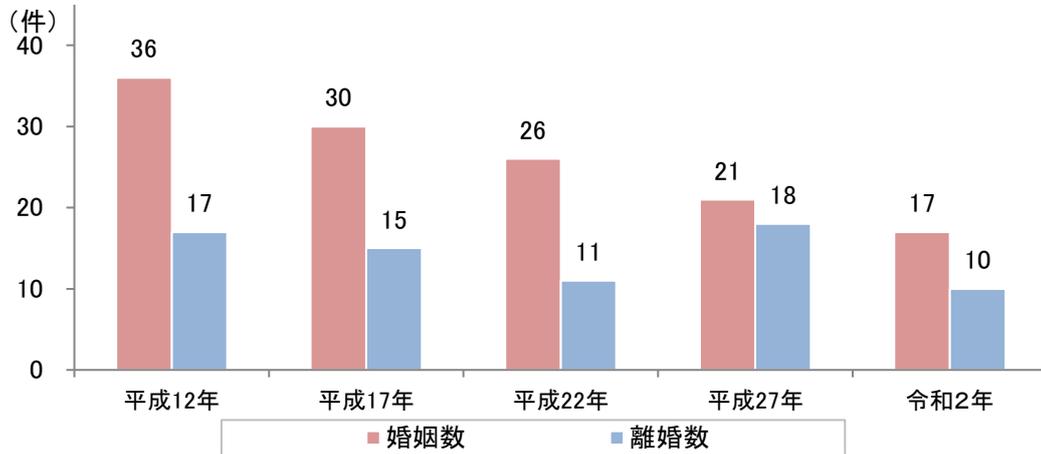
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数における構成比	1.66%	2.01%	1.82%	2.60%	2.63%
一般世帯数	2,834世帯	2,839世帯	2,800世帯	2,615世帯	2,514世帯
母子・父子世帯数	47世帯	57世帯	51世帯	68世帯	66世帯

資料：「国勢調査」総務省

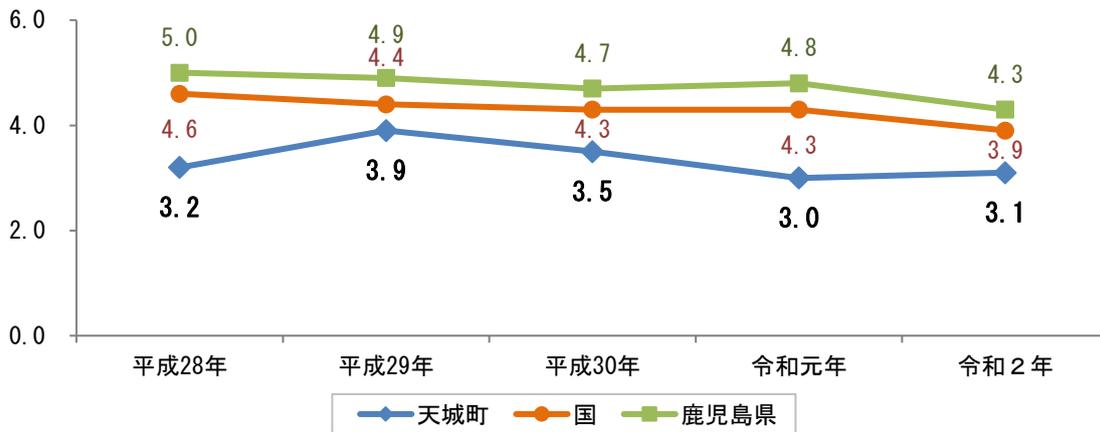
#### (4) 婚姻率・離婚率の状況

天城町の婚姻率，離婚率は，婚姻率は国・県と比較して低い水準で，離婚率は高い水準で推移しています。

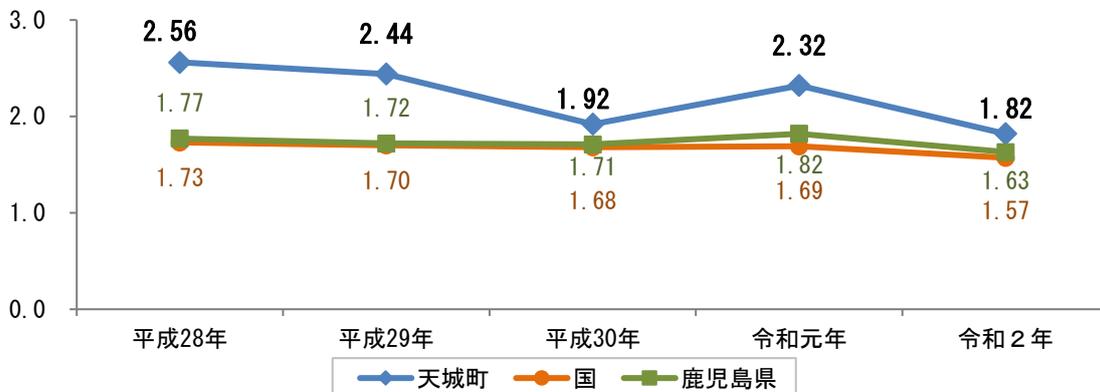
##### ■ 婚姻・離婚数



##### ■ 婚姻率



##### ■ 離婚率

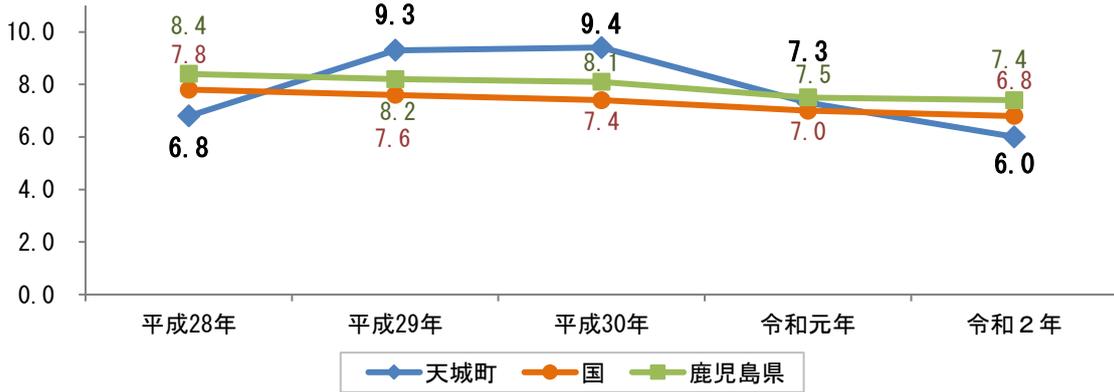


資料：「人口動態調査」鹿児島県

(5) 出生率

天城町の出生率は、平成29年、平成30年は国、県を上回っていますが、令和2年は6.0と国、県を下回っています。

また出生順位別出生数を見ると、令和2年度は総出生数33人に対し第1子は9人、第2子以上は24人と、多くを第2子以上が占めています。



資料：「鹿児島県人口動態統計」鹿児島県

■ 出生順位別出生数

単位：人

	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上	第1子の占める割合
平成28年	40	8	20	7	2	3	20.0%
平成29年	50	13	9	23	3	2	26.0%
平成30年	54	16	19	10	7	2	29.6%
令和元年	41	11	12	11	6	1	26.8%
令和2年	33	9	7	10	4	3	27.3%

資料：「鹿児島県人口動態統計」鹿児島県



## 2. 雇用・就労の状況

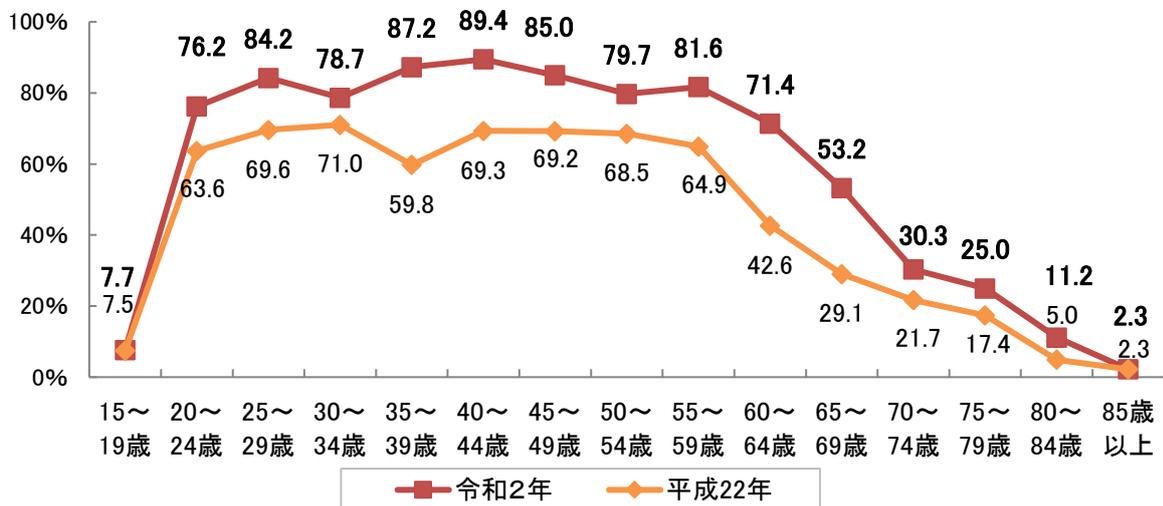
### (1) 女性の労働力率

平成22年と令和2年の女性の労働力率を比較すると、すべての年齢層で令和2年が上回っており、特に主な働き手にあたる20～64歳では、30～34歳以外の層で10ポイント以上上回っています。

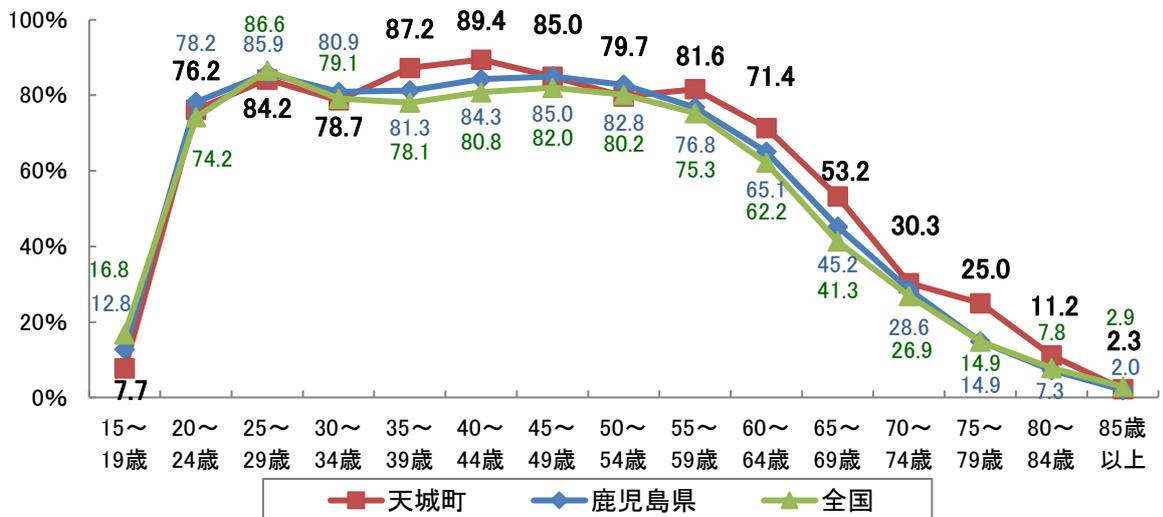
30～34歳の層では、結婚や出産を機に退職し労働力率が低下するいわゆる「M字カーブ」が見られます。

また、国・県と比較すると、ほとんどの年齢層で国・県の就業率を上回っています。

#### ■女性労働力率の平成22年、令和2年の比較



#### ■女性労働力率の国・県との比較

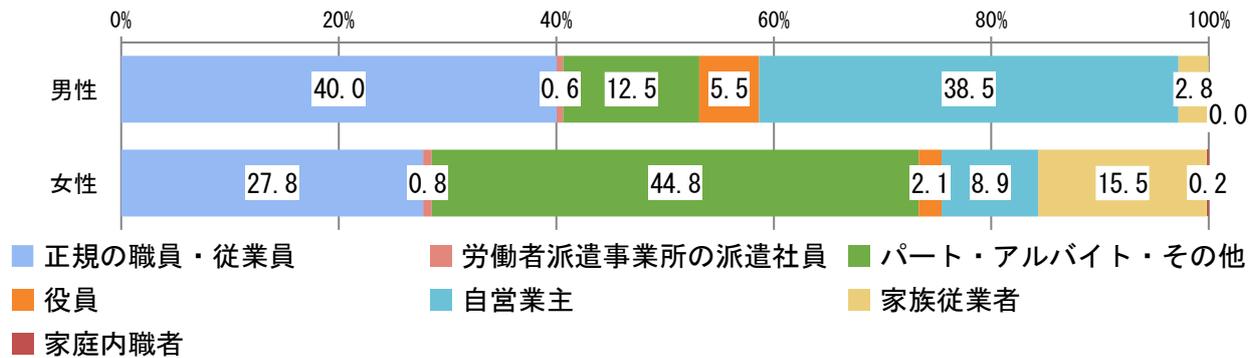


資料：「国勢調査」総務省

## (2) 就業上の地位

雇用者における就業上の地位については、男性は「正規の職員・従業員」が40.0%、「自営業主」が38.5%であるのに対し、女性では「パート・アルバイト・その他」が44.8%と最も高く、「正規の職員・従業員」、「自営業主」の割合は男性と比較して低くなっています。

■雇用者における就業上の地位

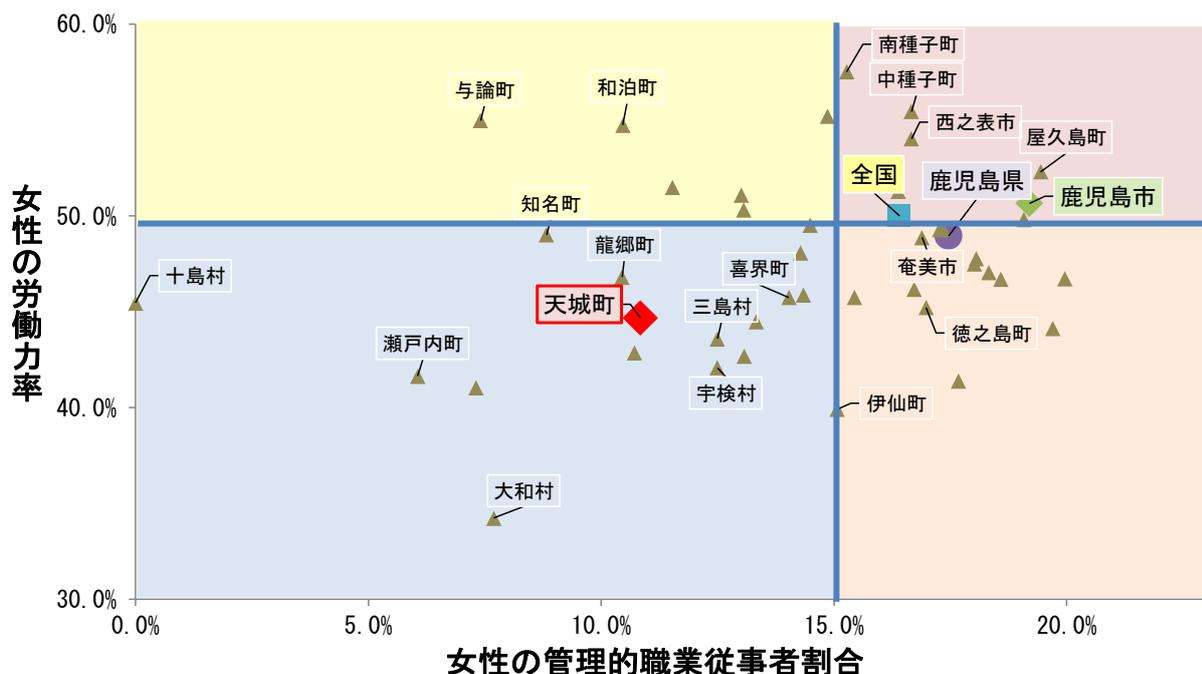


資料：「令和2年国勢調査」総務省

## (3) 女性の労働力率と管理職等の割合

女性の労働力率及び管理職等（管理的職業従業者）に女性が占める割合について国が示した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 市町村推進計画策定マニュアル」に基づいて分類すると、Aタイプ（女性の就業や両立、管理者登用が進んでいない）に分類されます。

■女性の労働力率と管理職等に女性が占める割合



資料：「令和2年国勢調査」総務省

### 3. 男女共同参画の状況

#### (1) 役場職員の状況

##### ①男女別の育児休業の取得状況

役場職員の男女別の育児休業の取得状況については、男性は令和2年度までは取得者はいませんでした。令和3年度は2名が取得、女性は平成28年度から令和3年度まで対象者全員が取得しています。

##### ■男女別の育児休業取得状況

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
男性	対象者	5人	3人	2人	3人	5人	4人
	取得者	0人	0人	0人	0人	0人	2人
	取得割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
女性	対象者	2人	2人	1人	4人	1人	4人
	取得者	2人	2人	1人	4人	1人	4人
	取得割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：天城町役場

##### ②女性職員の登用状況

女性職員の登用状況については、課長級は0名であるものの、女性採用割合、補佐級、係長級の割合は増加傾向にあります。

##### ■採用職員に占める女性職員の割合

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
総採用人数	6人	9人	9人	18人	11人	2人
女性採用数	3人	3人	1人	8人	7人	2人
女性割合	50.0%	33.3%	11.1%	44.4%	63.6%	100.0%

資料：天城町役場

##### ■管理職及び各役職段階にある女性職員の割合

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
課長級	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
補佐級	11.1%	22.5%	25.6%	21.9%	18.9%	22.2%
係長級	31.8%	25.0%	27.8%	25.0%	33.3%	38.9%

資料：天城町役場

## (2) 審議会等の女性委員の割合

審議会等の女性委員の登用状況については、国、県より低い割合で推移しています。  
また、自治会長に占める女性割合は0.0%となっています。

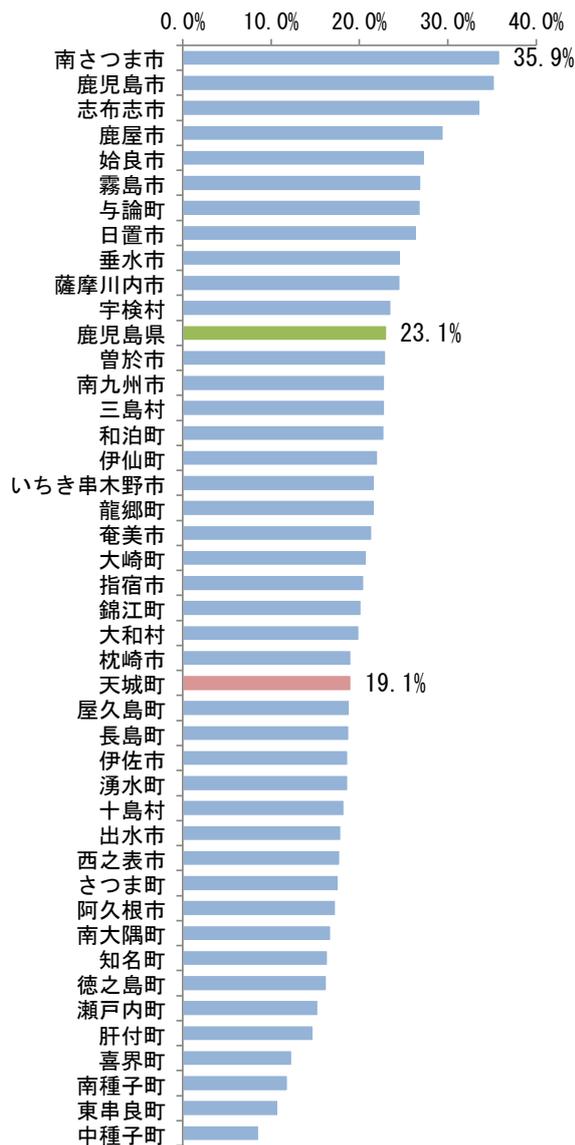
### ■法律、政令および条例による審議会等（地方自治法〈第202条の3〉に基づく）における女性割合の推移

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
天城町	21.8%	21.0%	15.3%	18.1%	19.1%	17.5%
鹿児島県	21.8%	23.3%	23.3%	23.1%	23.4%	23.9%
全国	26.0%	28.0%	28.1%	28.4%	28.7%	

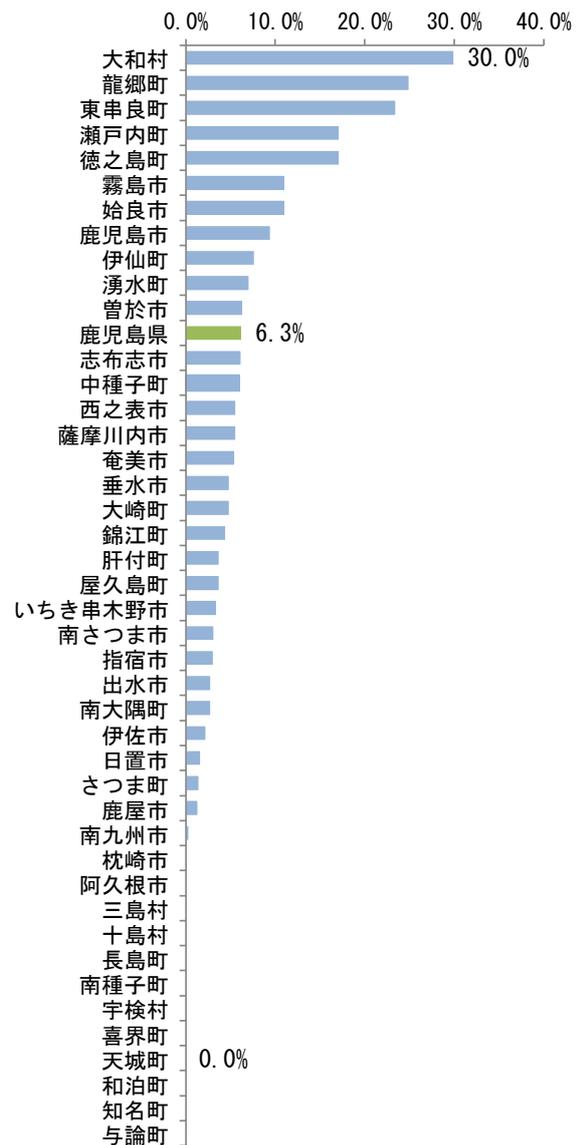
※令和3年度の全国割合は未公開

### ■令和2年度の登用状況の県との比較

審議会等委員に占める女性割合



自治会長に占める女性割合



## 4. アンケート調査結果

### (1) 調査結果の概要

#### ①調査の目的

「第2次天城町男女共同参画基本計画」を策定するにあたり、町民の男女共同参画に関する意識や現状等について調査・分析を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ②調査方法

調査時期	令和4年9月
調査対象者	18歳以上の町内在住者 1,000名
調査方法	郵送による配布・回収

#### ③回収結果

配付数	1,000件
有効回答数	321件 (有効回答率 32.1%)

※回収された調査票のうち1問以上回答があったものを有効回答としました。

#### ④調査結果利用上の注意

- 回答割合は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上回答が可能な設問（複数回答設問）の場合、その回答割合の合計は100%を超える場合があります。
- クロス集計表・グラフは、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

## (2) 町民向けアンケート調査結果総括

### ①男女共同参画社会の実現度

「男女共同参画社会」の実現度については、『実現されていると思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が天城町全体で 33.3%，男性で 34.3%，女性で 32.9%，『実現していると思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が天城町全体で 62.7%，男性で 61.0%，女性で 64.8%と、『実現していると思わない』がすべての層で約 30 ポイント上回っています。

#### ■男女が性別に関わりなく能力と個性を發揮できる社会が実現されていると思うか

	実現していると思う 「そう思う」＋ 「どちらかといえばそう思う」	実現していると思わない 「そう思わない」＋ 「どちらかといえばそう思わない」
全体	<b>33.3%</b>	62.7%
男性	<b>34.3%</b>	61.0%
女性	<b>32.9%</b>	64.8%

### ②固定的性別役割分担意識

固定的性別役割分担意識（男は仕事，女は家庭など性別によって役割を固定する考え方）について、『同感する』（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）の割合は天城町の男性で 27.4%，女性で 24.0%と，男性が 3.4 ポイント上回っています。

鹿児島県と比較すると，固定的性別役割分担意識に『同感しない』人が男性で 14.4 ポイント，女性で 6.9 ポイント上回っており，性別によって役割を固定すべきではないと考える人が県平均よりも多いです。

		同感する 「同感する」＋ 「どちらかといえば同感する」	同感しない 「同感しない」＋ 「どちらかといえば同感しない」
天城町	男性	<b>27.4%</b>	68.7%
	女性	<b>24.0%</b>	73.7%
鹿児島県	男性	<b>42.0%</b>	54.3%
	女性	<b>30.9%</b>	64.8%

## ③男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、「天城町全体」で『男性の方が優遇されている』の割合が男性では38.1%、女性では49.7%と、「平等である」、『女性の方が優遇されている』と比較して上回っています。また、『男性の方が優遇されている』の割合を男女間で比較すると、女性が10.6ポイント上回っています。

「学校教育」については、「平等である」とする回答が男女共に最も高くなっています。

「家庭生活」と「法律や制度」については、男性では「平等である」が、女性では『男性の方が優遇されている』が最も高くなっています。

その他の「職場」、「地域社会」、「社会通念・慣習等」、「社会全体」については『男性の方が優遇されている』とする回答が男女共に最も高く、特に「社会通念・慣習等」では男女共に6割台、「社会全体」では5割台と、半数を上回っています。

## ■分野ごとの男女の地位の平等感

分野	性別	男性の方が 優遇されている (「男性の方が非常に優遇 されている」+「男性の 方が優遇されている」)	平等である	女性の方が 優遇されている (「女性の方が非常に優遇 されている」+「女性の 方が優遇されている」)
天城町全体	男性	38.1%	35.9%	3.1%
	女性	49.7%	19.6%	1.7%
家庭生活	男性	32.0%	46.6%	6.1%
	女性	41.4%	36.3%	6.1%
職場	男性	32.8%	29.8%	5.3%
	女性	35.2%	27.4%	3.4%
学校教育	男性	15.3%	42.7%	3.1%
	女性	16.7%	33.0%	2.2%
地域社会	男性	42.8%	34.4%	2.3%
	女性	48.1%	17.9%	2.8%
法律や制度	男性	25.9%	43.5%	9.9%
	女性	44.6%	18.4%	4.5%
社会通念・ 慣習等	男性	60.3%	22.9%	0.8%
	女性	65.3%	11.7%	0.0%
社会全体	男性	51.2%	28.2%	4.6%
	女性	59.2%	12.8%	0.6%

※選択肢の中で割合が最も高いものを赤字で記載

④職業生活と家庭生活について

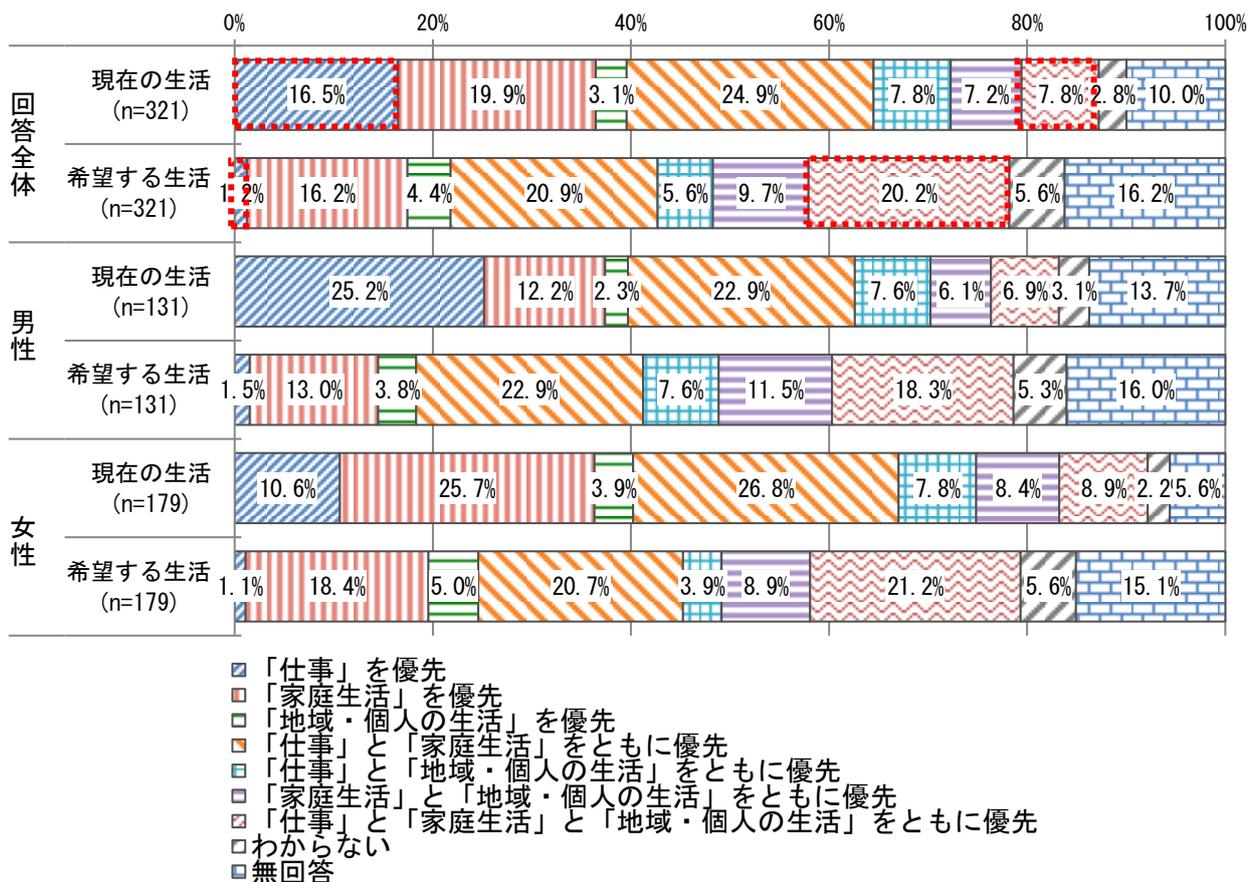
(ア)「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の優先度

回答全体では、「仕事」を優先」について、現在の生活では16.5%、希望する生活では1.2%と、希望する生活が15.3ポイント低く、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先」について、現在の生活では7.8%、希望する生活では20.2%と希望する生活が12.4ポイント上回っています。

男女別でみると、男性では現在の生活について「仕事」を優先」が25.2%と最も高いものの、希望する生活では「仕事」を優先」は1.5%と低く、「仕事」と「家庭生活」をともに優先」が22.9%最も高くなっています。

女性では、現在の生活は「仕事」と「家庭生活」をともに優先」が、希望する生活では「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先」がそれぞれ最も高くなっています。

また、女性では「家庭生活」を優先」について、現在の生活で25.7%、希望する生活で18.4%と7.3ポイント下回っています。



■現在の生活と希望する生活を比較して差のある項目

	現在の生活より希望する生活で最も低い項目	現在の生活より希望する生活で最も高い項目
全体	「仕事」を優先 15.3ポイント低い	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 12.4ポイント高い

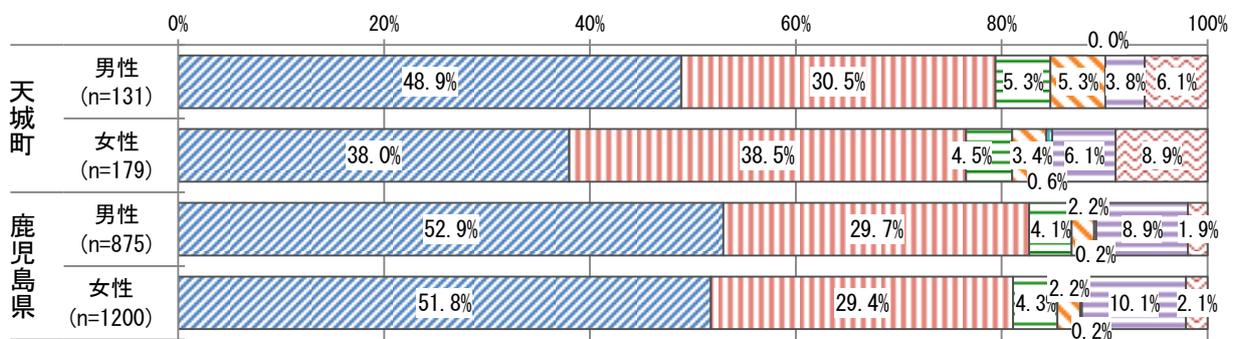
## (イ) 女性が職業をもつことについての考え

女性が職業をもつことについての考えは、男性では「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」が、女性では「子どもができたなら職業をもたず、育児に専念し、手が離れたら再び職業をもつ方がよい」が、それぞれ最も高くなっています。

男女間で比較すると、「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」について男性が女性より10.9ポイント高く、「子どもができたなら職業をもたず、育児に専念し、手が離れたら再び職業をもつ方がよい」が8.0ポイント低くなっています。

鹿児島県と比較すると、男女共に「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」の割合が県より低くなっており、特に女性では県と比較して「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」が13.8ポイント下回っています。

## ■女性が職業をもつことについての考え



- 子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい
- 子どもができたなら職業をもたず、育児に専念し、手が離れたら再び職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 女性は職業をもたない方がよい
- その他
- 無回答



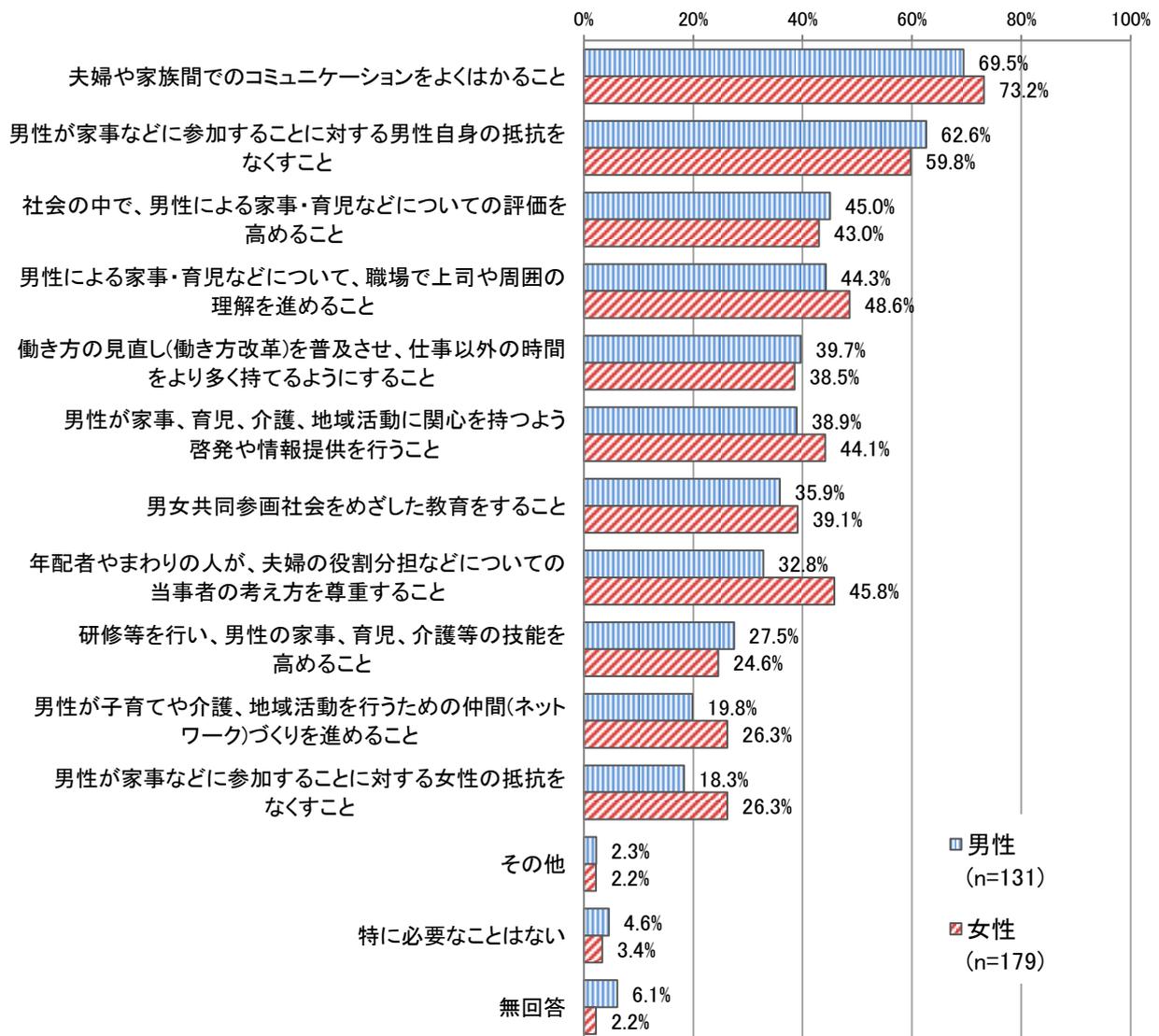
(ウ) 男性が家事，育児，地域等に積極的に参加するために必要なこと

男性が家事，育児等に積極的に参加するために必要なことについては，男女共に「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も高く，次いで「男性が家事などに参加すること」が2位となっています。

男女間で比較すると，「年配者やまわりの人が，夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること」について女性が男性より13ポイント高くなっています。

また，「男性が，家事，育児，介護，地域活動に関心を持つよう啓発や情報提供を行うこと」，「男性が子育てや介護，地域活動を行うための仲間（ネットワーク）づくりを進めること」，「男性が家事などに参加することに対する助成の抵抗をなくすこと」についても，女性が男性より5ポイント以上高くなっています。

■ 男性が女性と共に家事，育児，介護，地域に積極的に参加していくために必要なこと

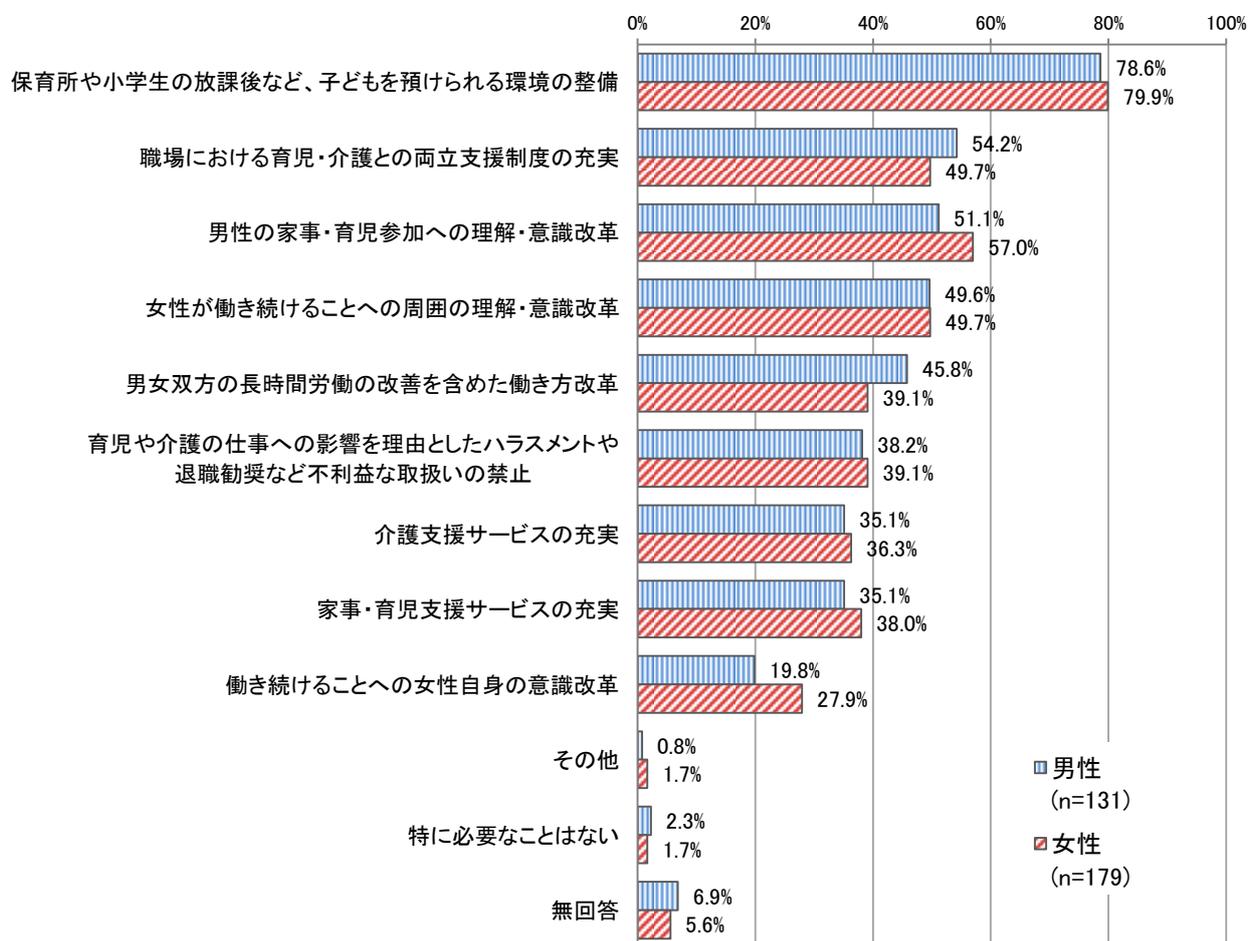


## (エ) 女性が出産後も退職せずに働き続けるために必要なこと

女性が出産後も退職せずに働き続けるために必要なことについては、男女共に「保育所や小学生の放課後など、子どもを預けられる環境の整備」が最も高く、「男性の家事・育児参加への理解・意識改革」、「女性が働きつづけることへの周囲の理解・意識改革」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が2～4位となっています。

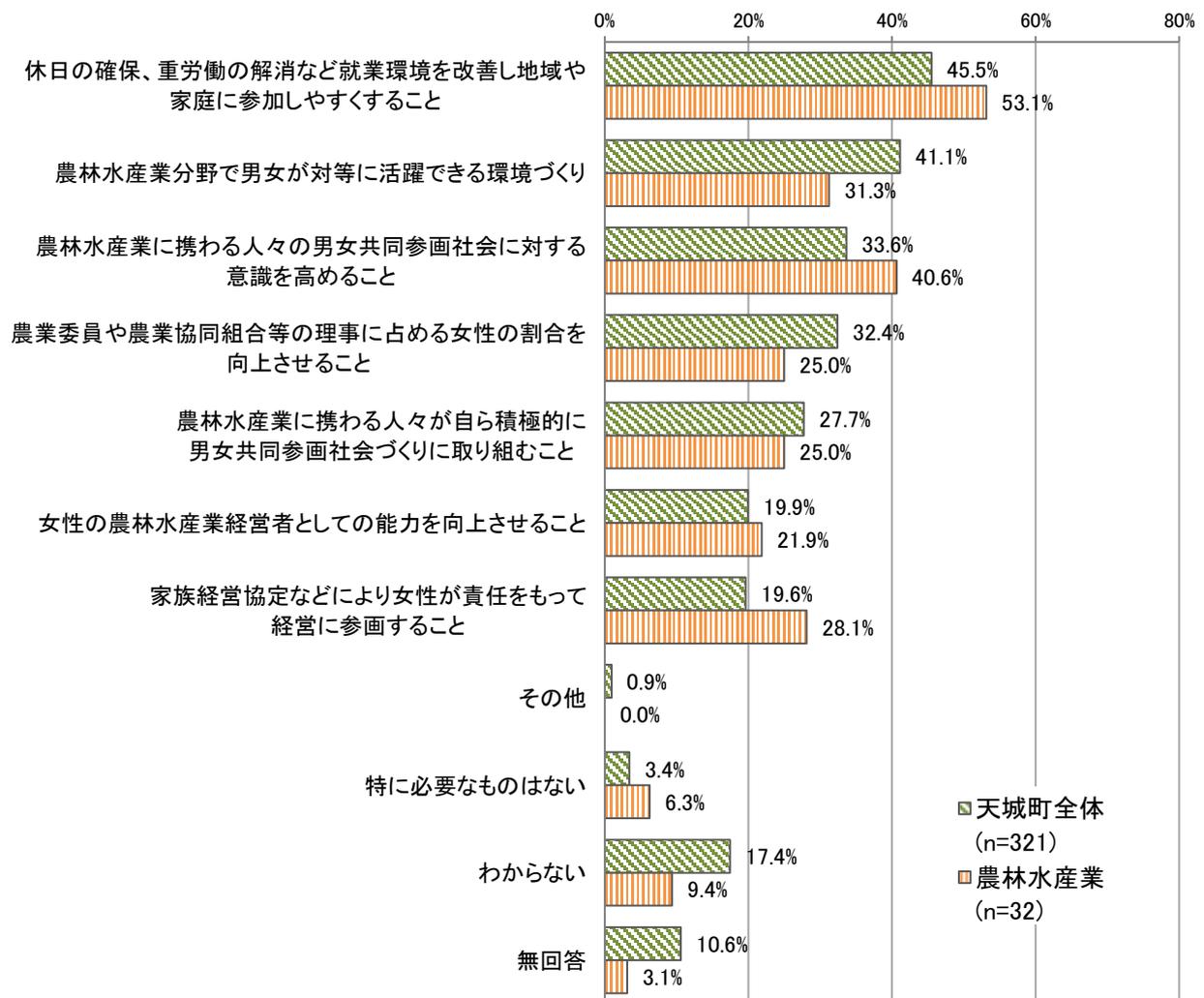
男女間で5ポイント以上差のある項目についてみると、「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」と「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」について男性が、「男性の家事・育児参加への理解・意識改革」と「働き続けることへの女性自身の意識改革」について女性がそれぞれ上回っています。

## ■ 女性が出産後も退職せずに働き続けるために必要なこと



(オ) 農林水産業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこと

農林水産業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なことについては、天城町全体、農林水産業従事者ともに、「休日の確保、重労働の解消など、就業環境を改善し地域や家庭に参加しやすくすること」が最も高く、「農林水産業に携わる人々の男女共同参画社会に対する意識を高めること」と「農林水産業分野で男女が対等に活躍できる環境づくり」が2～3位となっています。



## ⑤政策・方針決定の場への女性の参画に関する考え

## (ア) 女性の地位向上に関する考え

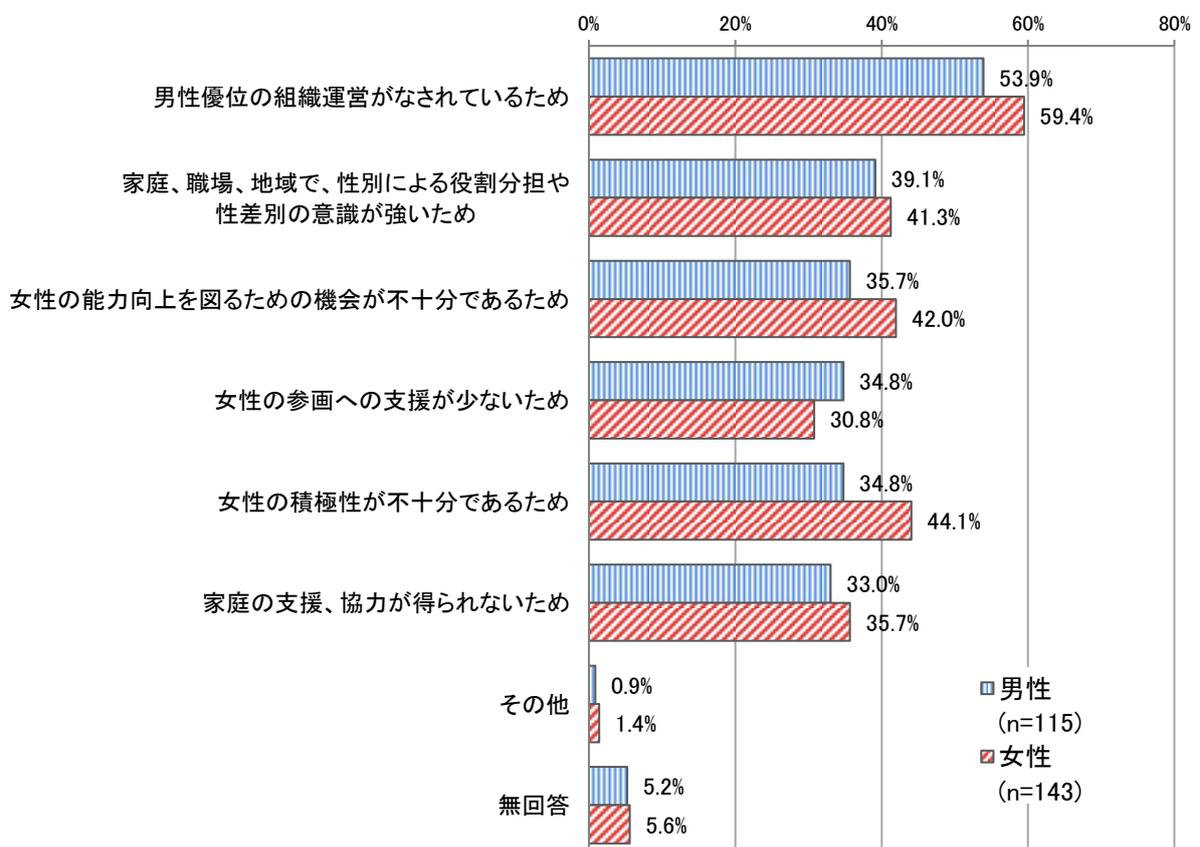
女性の意見がもっと反映されるように、政策の企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいかについて男女別でみると、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が、「男性」で87.8%、「女性」で79.8%となっています。

自治体	性別	そう思う （「そう思う」＋「どちらかといえ ばそう思う」）	そう思わない （「そう思わない」＋「どちらかとい えばそう思わない」）
天城町	男性	87.8%	3.0%
	女性	79.8%	12.3%

## (イ) 政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由

政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由については、男女共に「男性優位の組織運営がなされているため」が最も高くなっています。

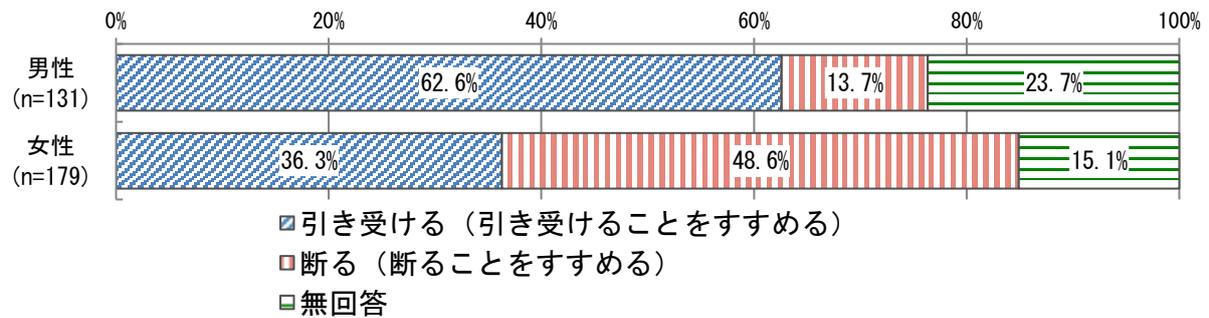
また、男女間で比較すると、「女性の能力向上を図るための機会が不十分であるため」、「女性の積極性が不十分であるため」について、「女性」が「男性」を5ポイント以上上回っています。



(ウ) 女性が地域の役職に推薦された場合

女性が役職に推薦された場合について男女間で比較すると、「引き受ける（引き受けることをすすめる）」について、男性で62.6%、女性で36.3%と、男性が26.3ポイント上回っています。

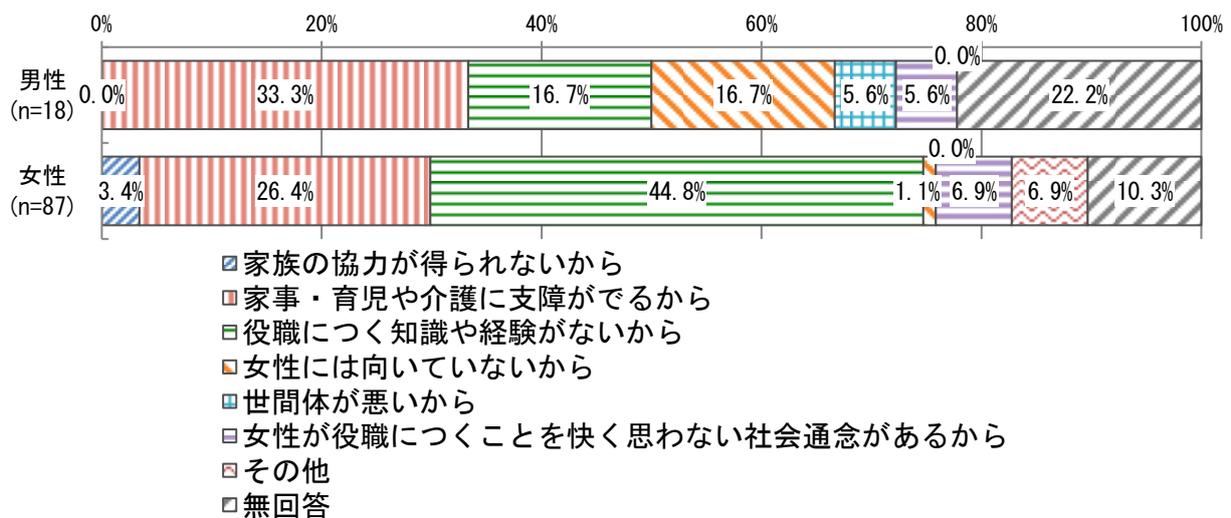
一方、「断る（断ることをすすめる）」については、「男性」が13.7%、「女性」が48.6%と、女性が34.9ポイント上回っています。



(エ) 女性が地域の役職に推薦された場合断る理由

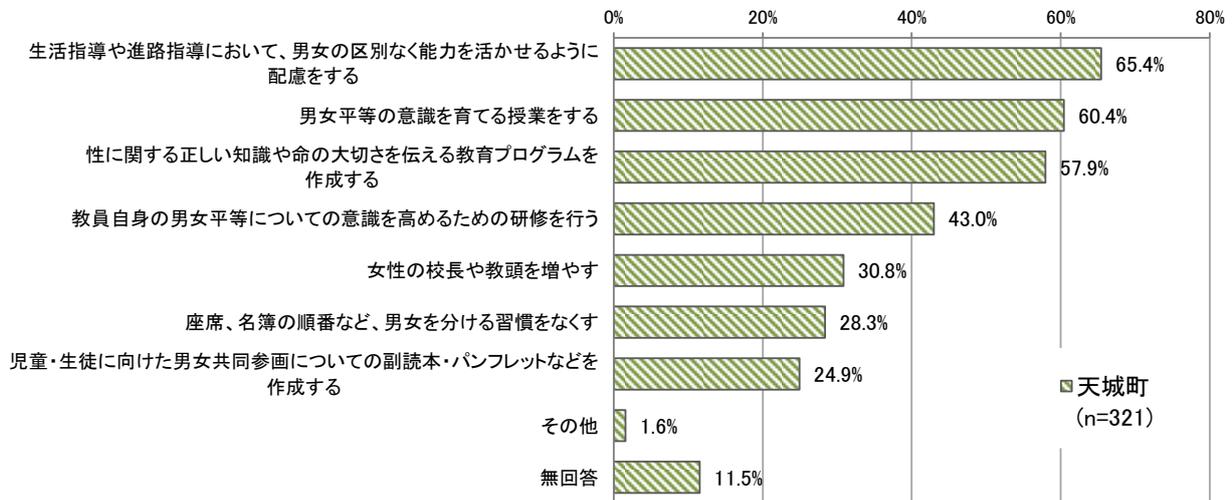
「断る（断ることをすすめる）」と回答した人のその理由については、男性では「家事・育児や介護に支障が出るから」が最も高く、次いで「役職につく知識や経験がないから」、「女性には向いていないから」となっています。

また、女性の4割以上が「役職につく知識や経験がないから」と回答しています。



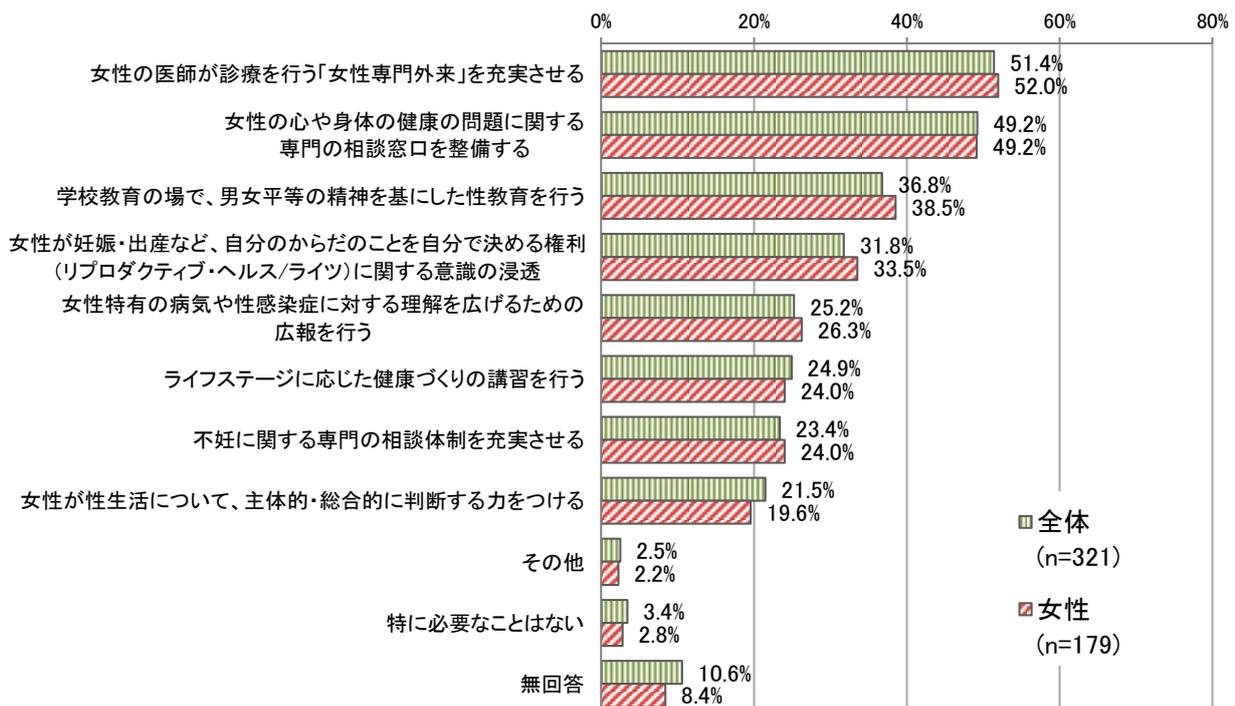
## ⑥学校教育の中で力を入れるべき施策

学校教育の中で力を入れるべき施策については、「生徒指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」が最も高くなっています。



## ⑦女性が一生を健康に送るために必要なこと

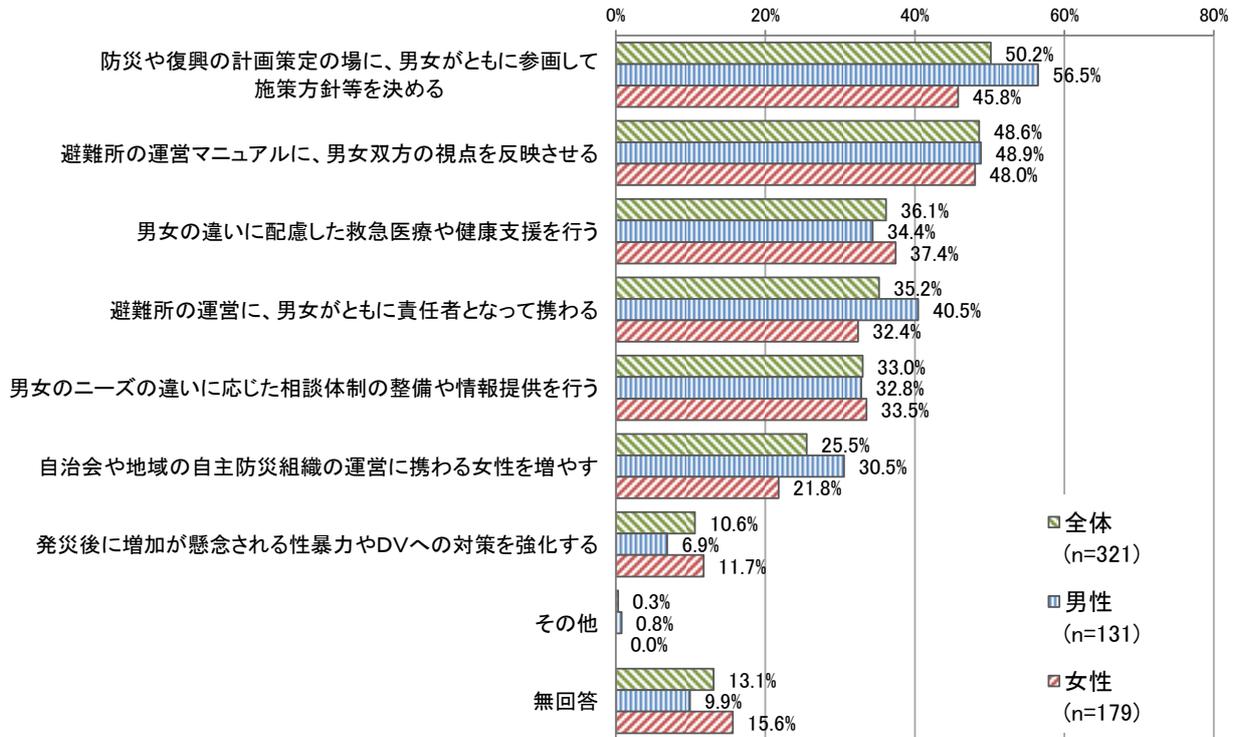
女性が一生を健康に送るために必要なことについては、天城町全体として「女性の医師が診療を行う「女性専門外来」を充実させる」が最も高く、次いで「女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する」、「学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う」の順となっています。



### ⑧男女共同参画の視点からの防災対策

#### (ア) 男女共同参画の視点から必要な取組

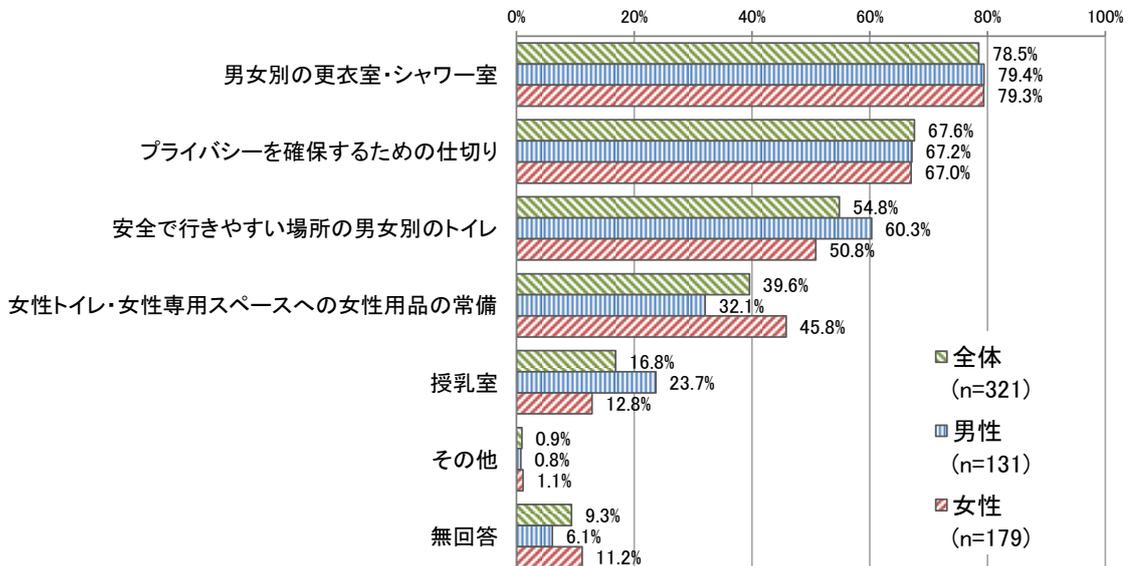
防災対策において男女共同参画の視点から必要な取組については、男性では「防災や復興の計画策定の場に、男女が共に参画して施策方針等を決める」が、女性では「避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる」が、それぞれ最も高くなっています。



#### (イ) 避難所に必要な取組

避難所に必要な取組については、男女共に「男女別の更衣室・シャワー室」が最も高くなっています。

また、「女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備」について女性で45.8%と男性を13.7ポイント上回っています。

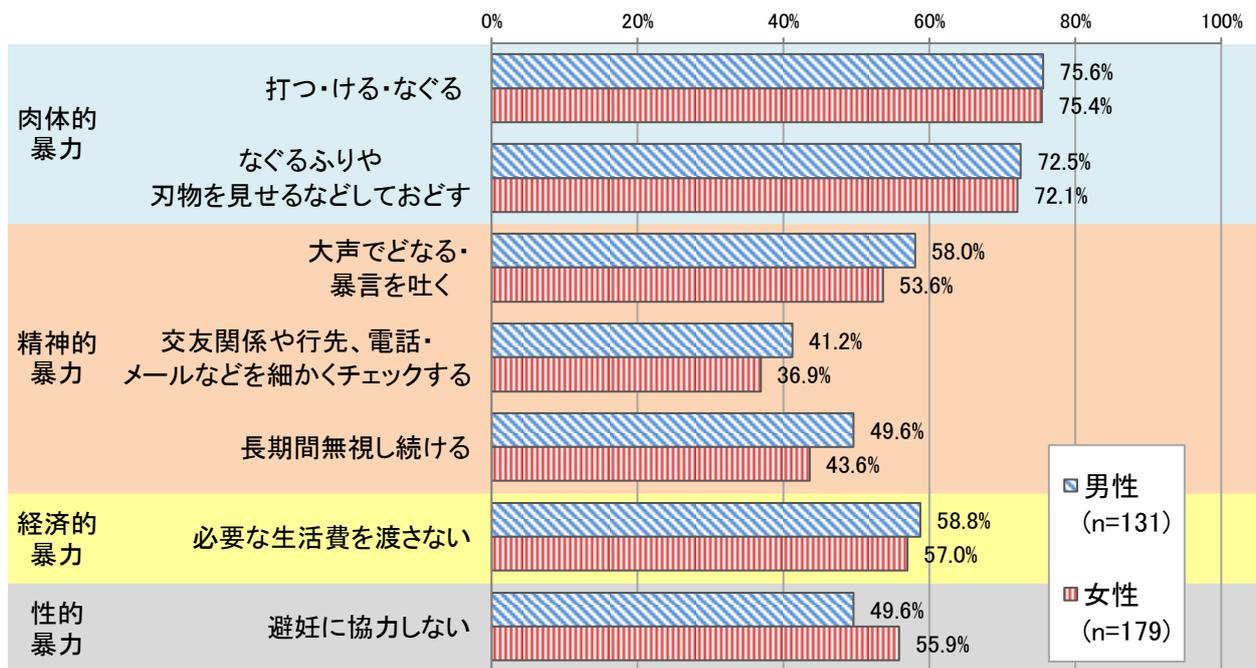


⑨男女間の暴力について

(ア) それぞれの行為を暴力だと考えるか

夫婦間や交際相手との間でそれぞれの行為が行われた場合、それを暴力だと考えるかについて「そう思う」と回答した人の割合をみると、男女共に「打つ・ける・なぐる」、「なぐるふりや刃物を見せるなどしておどす」が7割台となっています。

年齢別でみると、男女共に、60歳以上の層では18～59歳の層と比較してそれぞれの行為を暴力と見なす割合が低くなっています。



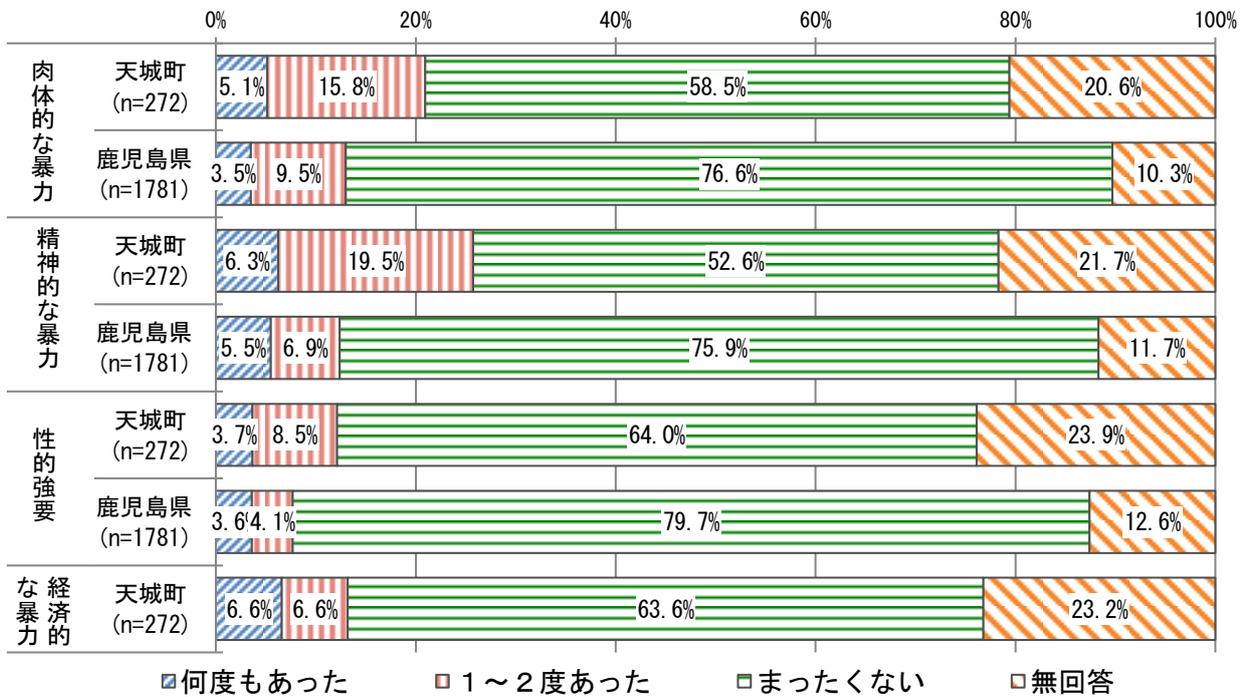
	天城町全体	男性			女性				
		男性全体	18～39歳	40～59歳	60歳以上	女性全体	18～39歳	40～59歳	60歳以上
打つ・ける・なぐる	75.1%	75.6%	85.7%	82.8%	71.6%	75.4%	85.0%	90.0%	68.4%
なぐるふりやおどす	72.3%	72.5%	85.7%	86.2%	65.9%	72.1%	85.0%	90.0%	64.1%
大声で怒鳴る	55.1%	58.0%	71.4%	82.8%	47.7%	53.6%	85.0%	70.0%	42.7%
交友関係等を細かくチェック	38.9%	41.2%	71.4%	55.2%	31.8%	36.9%	45.0%	57.5%	29.1%
長時間無視	46.1%	49.6%	71.4%	62.1%	42.0%	43.6%	50.0%	67.5%	35.0%
生活費を渡さない	57.9%	58.8%	78.6%	69.0%	52.3%	57.0%	80.0%	80.0%	45.3%
避妊に協力しない	52.6%	49.6%	71.4%	65.5%	40.9%	55.9%	70.0%	90.0%	41.9%

※「そう思う」の割合が70%以上のセルを強調。

(イ) 暴力を受けた経験（婚姻経験のある人のみ）

暴力を受けた経験については、すべての項目で「何度もあった」、「1～2度あった」の割合が鹿児島県を上回っています。

「何どもあった」と「1～2度あった」の合計についてみると、肉体的な暴力と精神的な暴力で2割台となっています。



※経済的な暴力については鹿児島県が調査を行っていないため掲載していない。

	対象	「何どもあった」と「1～2度あった」の合計
肉体的な暴力	天城町	20.9%
	鹿児島県	13.0%
精神的な暴力	天城町	25.8%
	鹿児島県	12.4%
性的強要	天城町	12.2%
	鹿児島県	7.7%
経済的な暴力	天城町	13.2%

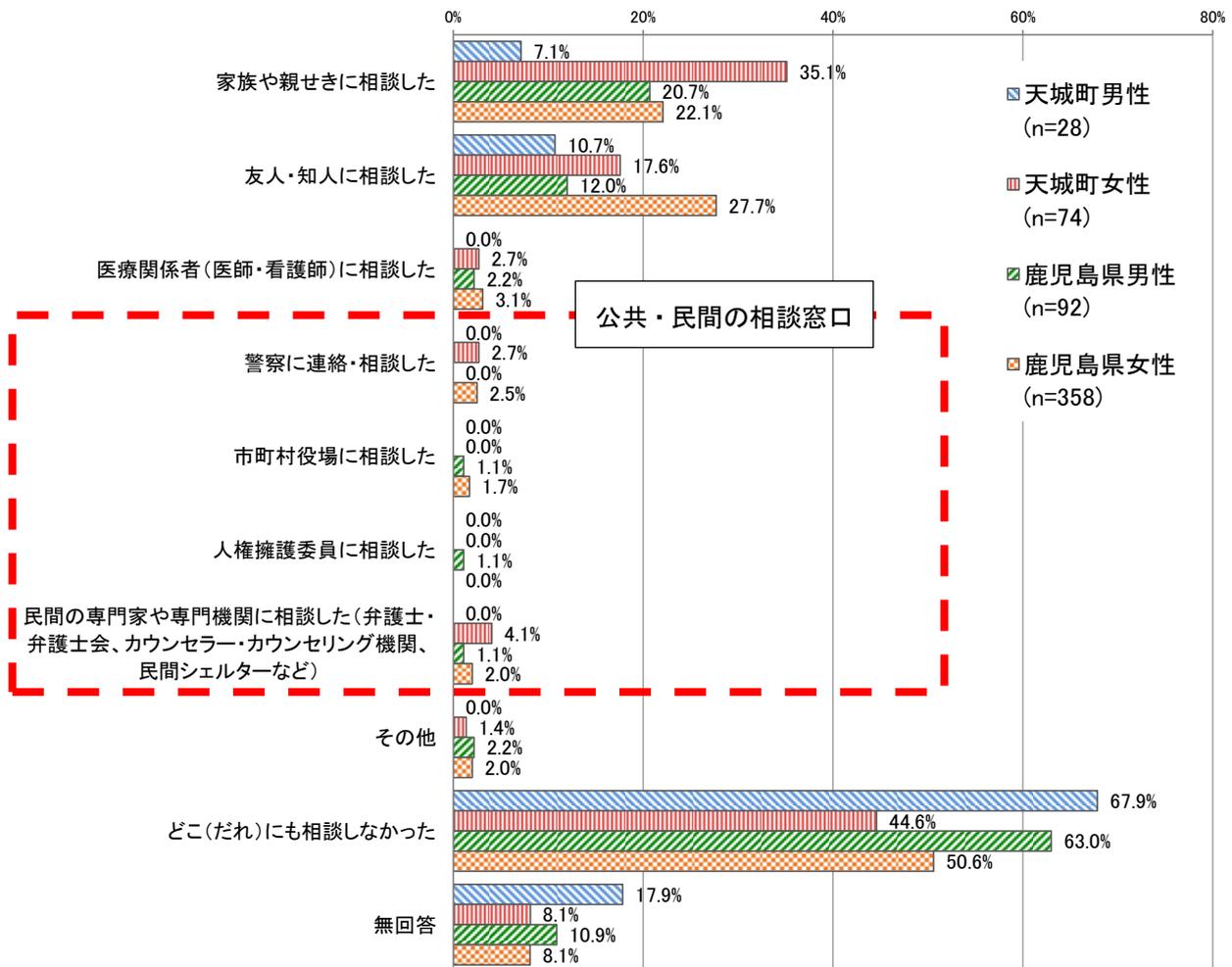
(ウ) 暴力を受けた時の相談先

暴力を受けた時の相談については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が男性で 67.9%、女性で 44.6%と男女共に最も高くなっています。

相談相手としては、男性では「友人・知人に相談した」が、女性では「家族や親せきに相談した」が、それぞれ最も高くなっています。

また、公共や民間の相談窓口等に相談した人は男女共に 5%未満となっています。

相談しなかった人の、相談しなかった理由としては、「相談するほどの事ではないと思ったから」が男女共に最も高く、「自分にも悪い所があると思ったから」と「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」が 2 位、3 位となっています。



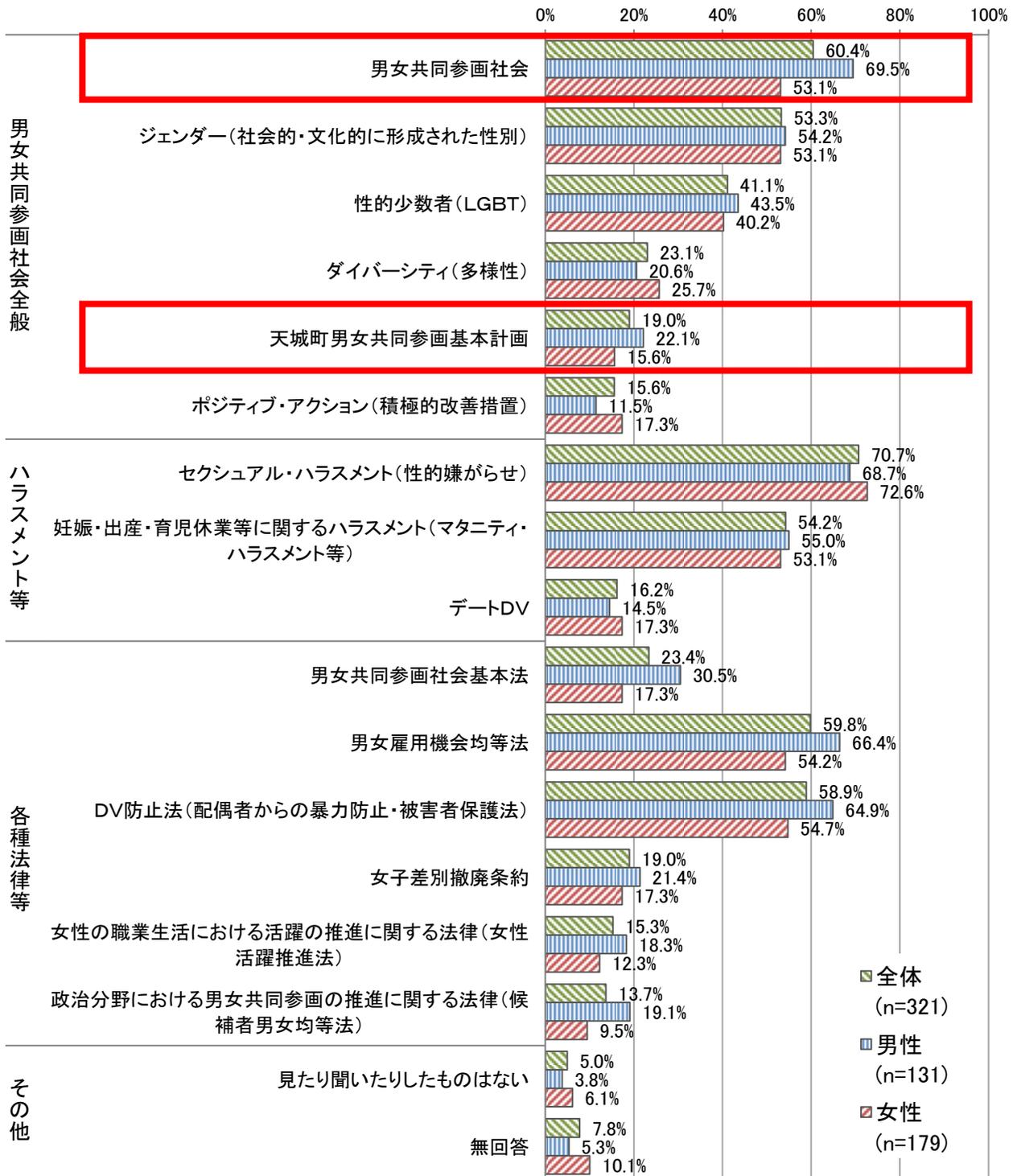
■ 相談しなかった人の相談しなかった理由

	1 位	2 位	3 位
男性 (n=19)	相談するほどのことではないと思ったから 73.7%	自分にも悪い所があると思ったから 52.6%	自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 51.9%
女性 (n=33)	相談するほどのことではないと思ったから 54.5%	自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから 42.4%	自分にも悪い所があると思ったから 36.4%

⑩男女共同参画の推進

(ア) 男女共同参画に関する用語の認知度

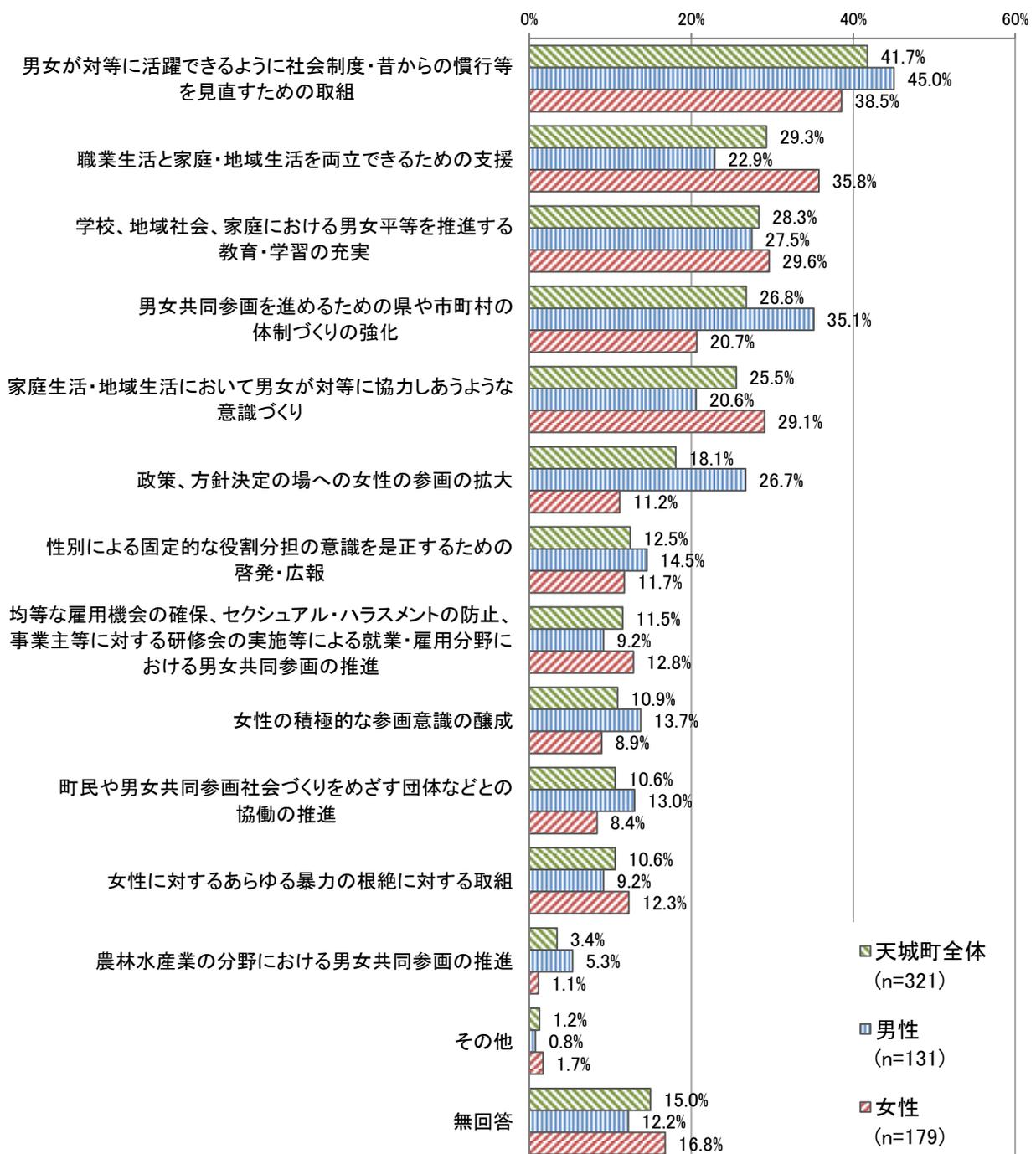
男女共同参画に関する用語の認知度は、国や天城町の男女共同参画推進の基盤となる「男女共同参画社会」については60.4%、「天城町男女共同参画基本計画」については19.0%となっています。



## (イ) 男女共同参画社会のために力を入れるべき施策

男女共同参画社会のために力を入れるべき施策については、「男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣行等を見直すための取組」が最も高く、次いで「職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援」、「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」の順となっています。

男女間で差のある項目についてみると、「男女共同参画を進めるために県や市町村の体制づくりの強化」、「政策、方針決定の場への女性参画の拡大」について男性が、「職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援」について女性が、それぞれ高くなっています。



## 5. 第1次計画の評価

第1次計画の取組について、重点目標ごとに各事業の状況の評価と残された課題の検討を行いました。

目標	重点目標 1 男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習の充実	取組事業数	事業評価達成度(※)
		24	1.88
主な評価と課題	<p>○男女共同参画社会づくりに向けた広報や、町立図書館での男女共同参画コーナーの設置、事業所等に対する男女雇用機会均等法関連法令に関する情報提供を行っています。</p> <p>○メディアリテラシー向上のための支援、ライフプランニングに関する啓発、広報への男女共同参画コラムの掲載など、より発展的な男女共同参画教育や周知・啓発活動については、実施されていません。</p> <p>○研修や、保護者・PTA、女性団体等への情報提供については、集会等での情報提供が行われていない状態です。</p>		

目標	重点目標 2 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	取組事業数	事業評価達成度(※)
		14	1.75
主な評価と課題	<p>○男女共同参画に特化した職員研修は実施していませんが、全般的な研修を実施しています。</p> <p>○町主催の行事やイベント等において男女の壁はありませんが、地域運営における慣行の見直しや集落・各種団体へ向けた女性参画拡大の促進等、外部へ向けた取組が行われていません。</p>		

※【事業評価達成度】

各重点目標に含まれる個別の事業の達成度を5段階で評価し、その平均点を掲載しています。

目標	重点目標 3 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた社会環境の整備	取組事業数	事業評価達成度(※)
		78	2.76
主な評価と課題	<p>○被害者や通報者の個人情報の保護の徹底については、関係各課で適切に実施されています。</p> <p>○暴力を受けた人への具体的な支援については、関係団体との連携や制度の周知に努め、必要に応じて利用可能な体制を構築しています。</p> <p>○人権擁護，女性への暴力防止，子供の見守り，被害者の生活を支援・復旧するための生活困窮者支援制度等の各分野について，適切に関係団体等との連携や周知・広報を行っています。</p> <p>○一方で，多様な事業や広報媒体があることから，書籍やビデオ等関連情報の提供や研修の実施など，実施できていない事業があります。</p> <p>○被害者の避難先の確保について，島外の一時避難施設利用や転居等の支援は行っているものの，島内に一時保護施設等はなく，身近な避難先も町営住宅に空きがある場合限られるなど，身近な避難先の確保が課題となります。</p>		

目標	重点目標 4 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた町民の健康支援	取組事業数	事業評価達成度(※)
		21	2.73
主な評価と課題	<p>○健康支援の各分野に関する周知・啓発や指導について，健康管理や食育といった一般的な健康支援分野は適切に実施されています。</p> <p>○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利），ワーク・ライフ・バランスについての取組が行われていません。</p> <p>○保健師，看護師，管理栄養士等の専門職員の男女共同参画に関する資質向上に向けた研修が行われていません。</p> <p>○家族経営協定について，女性の健康支援に関わる項目の設置促進が行われていません。</p>		

※【事業評価達成度】

各重点目標に含まれる個別の事業の達成度を5段階で評価し，その平均点を掲載しています。

目標	重点目標 5 男女の家庭生活と職業生活，地域活動との調和 を図るための環境の整備	取組 事業数	事業評価 達成度(※)
		46	2.29
主な評価と課題	<p>○子育て支援に関して，子育て支援拠点の整備，町ホームページでの情報発信，保育サービスに関するオンライン研修が可能な環境整備などを推進しています。</p> <p>○働きやすい環境の整備については，事業所に対する各種情報提供が行われていません。</p> <p>○役場内の労働環境については，育児休暇の取得等の推進や職員等へのメンタルヘルス調査及びアドバイスの実施等，働きやすい環境の整備に向けた取組を行っています。</p>		

目標	重点目標 6 多様性に富んだ活力ある暮らしづくりを支える 地域づくりの推進	取組 事業数	事業評価 達成度(※)
		10	2.70
主な評価と課題	<p>○社会教育活動全般について，男女それぞれの活動が偏りがちとなっています。</p> <p>○女性に特化はしていないものの，経営や農業，水産業に関する研修等を実施しています。</p> <p>○令和3年度に農業経営士に女性1名が認定を受けています。</p> <p>○女性の漁業者の育成が図られていません。</p> <p>○農山漁村の女性による起業，コミュニティ・ビジネスの展開について，生活研究グループによる活動が，女性のコミュニティや地域資源の活用につながっています。新規及び若者の加入が見込めません。</p>		

※【事業評価達成度】

各重点目標に含まれる個別の事業の達成度を5段階で評価し，その平均点を掲載しています。

目標	重点目標 7 政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保	取組 事業数	事業評価 達成度(※)
		12	2.10
主な評価と課題	<p>○審議会での適切な人材の就任や、女性職員が職務経験を積むことができるような配慮など、役場内での女性の参画機会の拡大に向けた取組を実施しています。</p> <p>○町内の各団体等への女性参画のための促進や、県や近隣市町村との協働の取組は行われていません。</p>		

目標	重点目標 8 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	取組 事業数	事業評価 達成度(※)
		6	1.50
主な評価と課題	<p>○男女共同参画基本計画の施策の推進に関しては、計画策定後に計画に対しての会議や進捗状況の把握、見直しが行われていません。</p> <p>○男女共同参画に関する全庁的な理解の共有や、国・県・近隣自治体・県男女共同参画センター等関係機関との連携は図られていますが、男女共同参画の推進に関する取組については一部が行われていません。</p> <p>○県が実施する男女共同参画推進員の養成研修について周知は行っていますが、参加希望者が少ない状況です。</p>		

※【事業評価達成度】

各重点目標に含まれる個別の事業の達成度を5段階で評価し、その平均点を掲載しています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

第6次天城町総合振興計画《AMAGI-VISION》では、「ユイの心で命つむぐまち あまぎ」を基本理念として、男女共同参画については、男性と女性が相互に理解し合い、対等なパートナーとして共同参画できる社会、誰もが住みよいまちづくりを目指すという方針を掲げています。

現在、天城町では少子高齢化が進行し、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。これらの変化に対応し、地域の活力を維持するためには、男女が共に、仕事、地域、家庭といった様々な場面に参画することが求められます。

町の現状に対応し、総合振興計画の掲げる方針を達成するためには、町民一人ひとりが男女共同参画への理解を深め取り組むとともに、町のあらゆる場面で男女が共に参加しやすい環境を整備することが重要となります。

これらのことから、天城町男女共同参画基本計画では、基本理念を以下のとおり定めます。

#### 基本理念

すべての人々が、それぞれの個性を尊重し、認め合い支え合い、その個性と能力を十分に発揮できるように、あらゆる場への参画を進め、男女共同参画社会の実現を目指します。



## 2. 基本目標と重点目標

この計画では、基本理念のもとに、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本的な「男女の人権の尊重」が、社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、町民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して、次の3つの基本目標を定めます。

1. 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる町の実現

2. 一人ひとりが多様な生き方を選択でき、健康で共に支え合う町の実現

3. 一人ひとりの意見や考え方が反映され、みんなで進める町民参加の町の実現

また、基本目標に基づき、重点目標について以下のとおり定めます。

1 多様な選択を可能にする  
教育・学習の充実

2 社会制度や慣行の見直し、  
意識の改革

3 男女が共に活躍する社会づくり  
(天城町女性活躍推進計画)

4 多様性に富んだ活力ある暮らしを  
支える地域づくりの推進  
(天城町女性活躍推進計画)

5 政策・方針決定過程への  
女性の参画の推進  
(天城町女性活躍推進計画)

6 生涯を通じた町民の健康支援

7 人権を侵害するあらゆる暴力の防  
止と救済に向けた社会環境の整備  
(天城町配偶者等からの暴力の  
防止及び被害者支援計画)

### 3. SDGs との関係性

2015年9月の国連サミットで、持続可能な世界の実現に向けた先進国を含む全ての国々の共通目標として、SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）が採択されました。

SDGsは貧困や飢餓、不平等の解消、地球環境の保護など17のゴールと169のターゲットから構成され、目標達成のために、国レベルの取り組みだけでなく、自治体レベルの取組が期待されています。

天城町では、第6次天城町総合振興計画《AMAGI-VISION》において、総合振興計画計画の基本的な方向性はSDGsと重なるものであるため、SDGsの達成を目指すとして、男女共同参画分野についても関連するSDGsのゴールを設定しています。

本計画においてもSDGsの視点を取り入れ取組を整理することは、総合振興計画の方向性に基づくとともに、SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは男女共同参画においても共通するものであることから、計画の効果的な推進にもつながると考えられます。

以上のことから、天城町男女共同参画の策定・推進にあたってもSDGsの考え方を取り入れ、計画を推進することとします。

#### SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールのうち 天城町総合振興計画において男女共同参画分野に関係づけられたもの



## 4. 施策の体系

### 【基本目標】

1. 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる町の実現
2. 一人ひとりが多様な生き方を選択でき、健康で共に支え合う町の実現
3. 一人ひとりの意見や考え方が反映され、みんなで進める町民参加の町の実現

#### 重点目標 1 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- (2) 学校等における男女共同参画の推進
- (3) 性の多様性についての理解の促進

#### 重点目標 2 社会制度や慣行の見直し、意識の改革

- (1) 社会制度や慣行の見直しの推進
- (2) 意識の改革に向けた取組

### 天城町女性活躍推進計画

#### 重点目標 3 男女が共に活躍する社会づくり

- (1) 女性の活躍を支える環境の整備
- (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- (3) 働く場における男女共同参画の推進

#### 重点目標 4 多様性に富んだ活力ある暮らしを支える地域づくりの推進

- (1) 男女が共に参加する地域づくり
- (2) すべての人が安心して暮らせる環境づくり
- (3) 災害対策における男女共同参画の推進

#### 重点目標 5 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- (1) あらゆる場面における女性の参画の推進
- (2) 女性の人材育成の促進

#### 重点目標 6 生涯を通じた町民の健康支援

- (1) 生涯にわたるすべての人の健康支援
- (2) 男女の健康に関する周知・啓発

#### 重点目標 7 人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた社会環境の整備

##### (天城町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

- (1) 暴力を許さない社会づくり
- (2) 相談・早期発見のための体制整備
- (3) 被害者の安全と安心の確保
- (4) 被害者に対する支援の充実

## 第4章 施策の展開

### 重点目標 1 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画社会の形成のためには、町民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その視点に立って行動することが重要となります。

町民意識調査では、固定的役割分担意識（性別によって役割を固定すべきではないという考え）について、同感する人の割合が鹿児島県平均よりも低いものの、男女の地位の平等感については多くの分野で男性の方が優遇されていると感じる人が多く、今後も様々な分野での男女共同参画を推進する必要があります（P18～P19）。

その推進のためには、各分野の取組を実施するだけでなく、それに携わる町民一人ひとりが、男女共同参画について理解し、男女が共に活躍できる環境を作るという強い意識を持ち、我がこととして積極的に関与し状況を改善していくことが求められます。

男女共同参画に関する普及・啓発活動や、学校教育の場での男女共同参画の推進は、男女共同参画社会を実現させるという意識づくりのための重要な取組であり、町民意識調査においても町が力を入れるべき施策として「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」が上位に挙げられています（P33）。

その重要性を踏まえ、意識啓発や学校教育の場での男女共同参画の推進に取り組みます。

また、性的少数者（性的マイノリティ）など多様な性のあり方やジェンダー平等の考え方についても周知・啓発を進め、正しい理解とすべての人を尊重する意識づくりが求められます。

#### （1）男女共同参画に関する意識啓発の推進

様々な機会や媒体を通じた情報提供と啓発活動に努め、男女共同参画の意識の定着を目指します。

N o	取組名	内 容	担当課
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画について正しく理解されるよう研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組みます。	企画財政課
2	男女共同参画についての学びの場の設置	男女共同参画についての理解を深めるために、地域住民等を対象とした男女共同参画についての学びの場を設けます。	企画財政課

3	人権教育・学習の推進	人権に関する教育・学習のテーマに男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るため、人権に関する教育・学習を男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえて行います。	教委総務課 社会教育課 くらしと税務課
4	生涯学習・社会教育の推進	対象となる方が男女共同参画社会についての理解を深める機会として、家庭教育学級、乳幼児学級、高齢者学級、女性団体、青年団等への参加を積極的に促進します。	教委総務課 社会教育課 けんこう増進課
5	男女共同参画社会についての情報提供の充実	町民の男女共同参画についての理解が深まるよう、国・県の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、町のあらゆる媒体を活用し提供するとともに、町が行うあらゆる講座・イベント等において国・県が作成したリーフレット等を配布します。	企画財政課
6	若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの個性と能力を発揮して主体的な生き方が選択できるよう、長期的な視点での人生設計（ライフプランニング）を行うことを支援するための若い世代に向けた研修会等の広報・啓発を進めます。	企画財政課
7	自治公民館等、身近な場所での多様な機会を捉えた講座等の開催	男女共同参画についての講座等の実施に当たっては、参加しやすいよう、自治公民館や、家庭教育学級、職場等、町民に身近な場所で開催します。	企画財政課 社会教育課
8	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等を広く収集し、町立図書館の男女共同参画関連図書コーナーの充実を図ります。	社会教育課
9	各種相談員への研修	町民の人権擁護に関する相談等を行う人には、人権尊重の理念の深化のための男女共同参画概念の浸透を図る必要があり、研修の機会の充実を図ります。	くらしと税務課 企画財政課
10	女性団体等への情報提供等支援	女性団体等の活動が、男女共同参画の形成の促進に寄与するよう、男女共同参画社会についての情報提供や県男女共同参画センターが実施する研修等への参加を働きかけます。	社会教育課 企画財政課

## (2) 学校等における男女共同参画の推進

人権や男女共同参画に関する教育，学校内での男女共同参画の推進など，男女共同参画教育を推進します。

No	取組名	内 容	担当課
11	人権・男女共同参画についての授業等の取り組みに関する支援	学習指導要綱に則り，児童生徒の発達段階に応じて，各教科・領域において，男女共同参画社会についての理解を深める学習を実施するに当たって資料・情報の提供等を行います。	教委総務課
12	幼児教育・学校教育等における人権教育への男女共同参画の視点の導入	男女共同参画社会の形成は，性別に由来する人権問題に焦点を当てて人権の確立を目指すことであり，人権教育における個別具体の差別に関わる学習を，男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」への理解を踏まえて行います。	教委総務課 社会教育課
13	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれず，生涯を見通した総合的なキャリア教育を進めます。その際，社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務，男女共同参画の意義，「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の重要性について理解の促進を図ります。	教委総務課
14	保護者・PTA等への情報提供等支援	保育所・幼稚園・学校等における保護者会・PTA・家庭教育学級等を活用し，男女共同参画社会についての情報提供に努めるとともに，男女共同参画についての研修の実施を働きかけるなど，子育て当事者への男女共同参画の理念の理解を促進します。	教委総務課 社会教育課 長寿子育て課



### (3) 性の多様性についての理解の促進

基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別などが行われることがないように、性の多様性への理解促進に努めます。

№	取組名	内 容	担当課
15	性の多様性に関する啓発、相談対応	性的少数者（性的マイノリティ）であることを理由にした偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。 学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えます。	企画財政課 くらしと税務課 教委総務課
16	性的少数者の理解の促進と支援	性的少数者（性的マイノリティ）に関する正しい情報の提供と理解促進のための啓発に取り組みます。	企画財政課

## 主な性的少数者（性的マイノリティ）

(性的指向)

**L**

レズビアン  
Lesbian

女性として女性が好きな人

**G**

ゲイ  
Gay

男性として男性が好きな人

**B**

バイセクシャル  
Bisexual

性別に関わらず恋愛対象になる人

(性自認)

**T**

トランスジェンダー  
Transgender

生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人（性同一性障害（性別不合）を含む）

**Q**

クエスチョニング  
Questioning

自分の性別がわからない人や意図的に決めていない人、決まっていない人、模索中である人

**I**

インターセックス  
Intersex

身体的性において男性と女性の両方の性別を有している人

**A**

アセクシュアル  
Asexual

誰に対しても恋愛感情と性的欲求を抱かないという人

\* 各種調査によると、性的マイノリティは、日本の人口の約9%とも言われています。

## 重点目標2 社会制度や慣行の見直し，意識の改革

社会制度や慣行は，それぞれの目的や経緯をもって形成されてきたものではありませんが，その中には，男女共同参画の視点から見た時に，明示的に性別による区分を設けていなくても，男女の置かれる立場の違いなどから，結果的に男女に中立に機能しないことにより，個人の生き方を制約し，本来尊重されるべき性別にかかわらない多様な生き方の選択に影響を及ぼすなど，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合があります。

天城町においても，町民意識調査から，家庭生活，法律や制度の分野で，男女間の意識の違いが見られ，社会通念・慣習等や社会全体，地域社会の分野では，男性が優遇されていると感じる人が多く見られます（P19）。

また，力を入れるべき施策としては「男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣行等を見直すための取組」が男女双方から最も求められています（P33）。

社会制度や慣行が形成された頃から社会情勢が変化していること等も踏まえ，社会制度や慣行等の見直しを行い，男女双方が共に社会に参加しやすい仕組みを作っていく必要があります。

男女共同参画の視点からの，職場や地域，家庭での慣行等の見直しや意識改革に向けた取組に努めます。



## (1) 社会制度や慣行の見直しの推進

地域・社会等における固定的な性別役割分担意識等の慣行の見直しに向けた推進を図ります。

№	取組名	内 容	担当課
1	職場内における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	職場における固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。その際、男女雇用機会均等法等の法令の順守に向けた働きかけを行うとともに、事業所が主体的かつ実際的に慣行の見直しを進めるための積極的な情報提供を行います。	総務課 企画財政課
2	地域運営における慣行の見直し	集落等の運営における、男女共同参画社会形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づいた慣行の見直しのため研修等、広報・啓発活動を進めます。	総務課
3	学校運営における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	学校運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	教委総務課
4	集落・各種団体の方針決定への女性の参画拡大に向けた環境づくり	集落や所管する団体の会合等の機会を捉えて女性の参画が促進されるよう適切なアドバイスと情報提供を行います。また、女性自身の参画の意欲を高めるためのエンパワメントを支援します。	総務課 社会教育課 企画財政課

## (2) 意識の改革に向けた取組

一人ひとりが男女共同参画について、正しく理解し、その視点に立って行動できるよう啓発活動を行います。

№	取組名	内 容	担当課
5	町職員への研修	町職員の男女共同参画意識は、それらの施策を通して本町における男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすため、男女共同参画についての確かな理解の浸透を図る研修を実施します。	総務課 企画財政課
6	先進自治体の事例等の収集及び活用	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画により多様性に富んだ活力ある職場、地域づくりを推進している先進自治体に関する事例等を収集し、役場での取り組みの参考にするとともに、町内事業所、集落等へ情報提供を行います。	企画財政課

## 重点目標3 男女が共に活躍する社会づくり (天城町女性活躍推進計画)

働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することは、個人の幸福の根幹をなすものであり、男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成につながります。また、少子高齢化に伴う働き手の減少が進行する中で、多様な人材の活躍は地域経済の活性化も期待されます。

天城町では、働く女性が増加しており、女性労働力率は国・県をおおむね上回っています（P13）。

しかし、30～34歳の層を中心として結婚・出産を機に離職する「M字カーブ」が見られるとともに、パート・アルバイト、家族従業者等が多く、男性と比較して就業上不安定な立場にあります（P14）。

町民意識調査では、女性が出産後も退職せずに働き続けるために必要なこととしては、子どもを預けられる環境の整備、男性の家事・育児参加、育児・介護と就労の両立のための職場の支援が、男女共に上位となっており（P23）、出産後も働きやすい子育て支援サービスの充実や、家族・職場の理解と支援の促進が求められます。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、個人に向けた意識啓発とともに、子育てや介護に関する支援の充実、多様な働き方を可能とする環境の整備等が必要となりますが、施策評価から、子育て支援に関する事業は整備が進んでいるものの、ワーク・ライフバランスに関する周知・啓発や働きやすい環境の整備に関する事業所向けの情報提供などが実施されていないことから（P35～36）、町民・職場双方への働きかけが課題となります。

農林水産業については、休日の確保や重労働の解消など地域や家庭に参加しやすい環境づくりや農林水産業に携わる人々の意識を高めることが求められています（P24）。業種の特性として、生産と生活の場を同じくすることから仕事と生活の調和が特に重要であることを踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性就業者の育成などに取り組み、男女が共に仕事と地域・家庭に参加しやすい環境の整備や工夫に努める必要となります。

この度、天城町男女共同参画基本計画を策定するにあたり、重点目標3～5を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」に定める「市町村推進計画」として位置づけ、本町の就業環境やニーズを踏まえ、男女が共にその個性や能力を十分に発揮できる働きやすい環境づくりや、職業生活の負担軽減、家庭・地域生活支援など、ワーク・ライフ・バランスの促進と女性の活躍の推進に努めます。

## (1) 女性の活躍を支える環境の整備

一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女が共に働き続けるための環境整備に向けて、子育て支援など女性が働きやすい地域づくりに努め、職場における女性の参画拡大等の促進を図ります。

No	取組名	内 容	担当課
1	多様な保育サービスの提供	子育て中の人の背景には、生活上の複合的な困難を抱えている場合があることから、利用者の視点に立って、多様な保育へのニーズに弾力的に対応できるよう、延長保育、一時保育、障がい児保育等を実施します。	長寿子育て課
2	地域子育て支援拠点の整備	地域住民が協働して子育てを支援できるよう、地域子育て支援拠点について、利用しやすい環境づくりを進めるとともに、広報誌等を活用して周知を図り、認知度アップ及び利用者増をめざします。	長寿子育て課
3	乳幼児医療費助成事業	安心して子育てができるように、乳幼児医療費助成事業のより一層の周知を図ります。	長寿子育て課
4	子育て等に関する相談体制の充実	子育て中の人の孤立や悩み・不安を解消するため、子育てに関する相談の機会を設けます。	長寿子育て課
5	子育て支援に関する情報発信・情報提供の体制整備	町における子育て支援に関する情報をより多くの子育て当事者に届けるために、町におけるあらゆる子育て支援に係る資源を一元的に把握し、ホームページや広報誌に留まらず、各種健康診査の機会等を捉えて積極的な情報提供を図るための体制の整備に取り組みます。	けんこう増進課 長寿子育て課
6	子育てにともなう経済的負担の軽減を図る制度の周知	ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給、母子家庭に対する母子寡婦福祉貸付金の貸与、生活保護等を行うとともに、「かごしま子育て支援パスポート事業」等のその他諸制度・事業についても、周知と弾力的運用を図ります。 また、ひとり親家庭の子どもが、経済的理由で就学及び進学を断念することのないよう、教育奨学金の貸与制度に関する知識や活用についての周知を行います。	長寿子育て課 教委総務課
7	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理についての周知徹底	均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務づけていることを事業所に周知するとともに、町民に対しては、妊産婦の定期健診は、会社に通院休暇制度がなくても、休むことができることや、母性健康管理指導事項連絡カード利用促進に向けた周知を徹底します。	けんこう増進課

## (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発等に取り組み、働きながら安心して子どもを生み育てることができるような職場環境づくりのための制度の整備・充実に取り組みます。

No	取組名	内 容	担当課
8	両立のための職場・地域理解と制度普及促進	男女が共に家庭責任を担い、仕事や地域生活と両立することへの職場・地域への理解を広めるとともに、職場に対しては、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	総務課 企画財政課
9	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	広報等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	総務課 企画財政課
10	育児・介護休暇の取得と子育てしやすい環境の整備	育児休暇制度や介護休暇制度の周知啓発、育児のための勤務時間短縮、時間外労働の制限措置等の普及啓発を行います。	総務課 企画財政課
11	育児・介護を行う労働者の継続就業支援	育児・介護を行う労働者に対する相談受付及び情報提供を行います。	総務課 企画財政課
12	働き方の見直しの推進	男性の育児休業取得の推進を行い、時間外労働の短縮、短時間勤務制度等の普及啓発及び勤務時間の柔軟な対応の推進を行います。	総務課 企画財政課
13	家族経営協定締結の促進	家族一人ひとりが尊重される家族関係を作っていくため、ワーク・ライフ・バランスへの配慮を含めた家族経営協定の締結を促進します。	農政課



### (3) 働く場における男女共同参画の推進

女性が職業をもち、働き続けるためには、女性が働くことに対する家族や周囲の理解と働きやすい職場環境づくりが重要となることから、今後、男女が共に対等なパートナーとして能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、事業所等への啓発や育児休業・介護休業の取得促進などの支援に努めます。

No	取組名	内 容	担当課
14	誰もが働きやすい環境をつくるための事業所等に対する情報提供	性別や生活形態、家族形態にかかわらず、誰もが働きやすい環境を整備することで、多様で活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供を行います。	企画財政課
15	若年期からの租税に関する広報・啓発	若年期からの経済的・生活的自立に関して租税教育等の機会を活用し、教育・学習等の充実を図ります。	くらしと税務課
16	女性に対する経営管理能力の向上や技術習得に向けた研修等の充実	農林水産業、商工自営業各団体と連携し経営管理などについての研修等を実施する際に、女性を対象とする研修メニューの作成や、女性が参加しやすい工夫について検討を行います。	農政課 商工水産観光課
17	女性農業者の農業経営参画・育成	意欲ある女性が農業経営や地域づくりに積極的に参画できる環境づくりや、地域農業を担う女性リーダーの育成を図ります。	農政課
18	コミュニティ・ビジネス等、起業に関する支援	コミュニティ・ビジネスは、特に、働く場や働き方が限られる子育て中の女性にとって、主体的に働き方を選択できる選択肢のひとつであることから、コミュニティ・ビジネスや起業に関して、補助金や情報提供等の支援を行います。	企画財政課
19	メンター制度の確立に向けた調査・研究	役場において働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、サポートするメンター制度について、情報を収集・研究し、確立に向けて取り組みます。	総務課

## 重点目標 4 多様性に富んだ活力ある暮らしを支える地域づくりの推進

### (天城町女性活躍推進計画)

人口減少や少子高齢化の進行や価値観・ライフスタイルの多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、地域や町民が抱える課題についても、多様化・複合化しています。

そうした多様化・複合化した地域課題の解決にあたっては、行政だけではなく、地域社会における「共助」の力が重要であり、各地域における自治会を中心としたコミュニティやボランティア団体等が協働して課題の解決や地域の活性化を行うことが期待されます。

町民が自分の住む地域の課題に取り組む際には、地域課題を「我がこと」として捉え、性別や年齢、障がいの有無等を越えて、様々な立場の人々が共に生きていくことへの実感的理解を持ち、それを支えていくという意識を町民一人ひとりが持つことが重要となります。

また、近年、大規模災害が頻発しており、本町においても一層の防災対策の充実・強化が課題となります。災害時は、避難所での過ごし方や必要な物資等、性別によるニーズの違いが顕在化しやすく、負担につながるリスクがあります。

町民意識調査では、防災や復興の計画策定の場や避難所の運営方針に、防災や復興の計画の策定の場に男女が共に参画することや、避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させることが求められていることから、災害対策に男女共同参画の視点を反映し、すべての人が安心して過ごせる防災対策が求められます。

#### (1) 男女が共に参加する地域づくり

地域活動における方針の立案及び決定への女性の参画や、地域活動での男女が協力しての活動を促進するため、地域における各種活動を支援するとともに、人材育成に努めます。

No	取組名	内 容	担当課
1	多様な生活形態・家族形態を包含する地域コミュニティの構築	子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「共助」が重要となる多様な地域課題に対応するため、住民自治に根ざした地域住民間交流と地域協働を促進し、多様な生活形態・家族形態を包含する地域コミュニティの構築に向けて取り組みます。	総務課 社会教育課 長寿子育て課 けんこう増進課
2	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	地域におけるボランティア活動や、NPO等の活動に、性別にかかわらず多様な年齢層の参画が促進されるよう、固定的な性別役割分担意識に基づく運営の見直しに向けて、情報を提供します。	企画財政課 社会教育課

3	自治公民館活動における男女共同参画の推進	自治公民館活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりの研修を実施し、女性をはじめ多様な人材の参画の拡大に取り組みます。	総務課 企画財政課 社会教育課
---	----------------------	--	-----------------------

## (2) すべての人が安心して暮らせる環境づくり

地域で安心して生活できることは、誰もが社会で活躍する男女共同参画社会の基盤となります。ひとり親家庭や高齢者、障がいがあることなどで複合的に困難な状況に置かれるケースがあることも考慮し、誰もが安心して暮らせる環境づくりのために、各種支援を行います。

No	取組名	内 容	担当課
4	各種相談窓口の環境整備	町民の課題の多様化・複雑化に対し包括的な相談支援を行うため、生活に関する様々な相談窓口に関する情報を一元化し、利用促進を図る周知を行うなど、相談者にとって適切な相談が受けられる環境の整備に取り組みます。また、相談窓口について広報紙等で周知を行うとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。	長寿子育て課
5	妊娠・出産・子育てに困難な状況を抱えた女性への適切な対応	若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱える女性に対して、適切な保護や子育ての支援に関わるサービスを提供します。その際、複合的に生活上の困難を抱えていることに配慮し、切れ目のないサービスが提供できるよう、関係各課の連携を強化し対応します。	長寿子育て課 けんこう増進課
6	ひとり親家庭に対する保育所への優先的入所の確保	ひとり親家庭に対し、保育所へ優先的に入所できるよう配慮します。	長寿子育て課
7	職業訓練等の情報提供	安定した就労に向け、職業訓練に関する情報提供を行います。	企画財政課 長寿子育て課
8	高齢者の自立に向けた生活支援	高齢者等が元気で活躍できる社会づくりを進めるために、老人クラブや生涯学習等への参加を促進する生きがいづくりを支援します。また、高齢者等が不自由さを感じずに自立して生活できるような社会基盤の整備を進めます。	長寿子育て課 けんこう増進課

9	外国人が安心して暮らせる環境の整備	各種団体等と連携し、言語、性別、その生活形態にかかわらず、尊厳をもった日常生活を送ることができる環境の整備に努めます。	企画財政課
10	障がいのある人自立に向けた生活支援	「障がい者総合支援法」に基づき、すべての障がい者が住み慣れた地域で生活できることを基本として、適切な支援を実施します。また、事業所における障がい者雇用を促進します。	長寿子育て課

### (3) 災害対策における男女共同参画の推進

男女双方の視点を取り入れ、すべての人が安心して暮らせる災害対策の推進のために、防災・災害対策分野での男女共同参画を推進します。

No	取組名	内 容	担当課
11	安心して避難できる避難所環境の整備	授乳室、更衣室の必要性や女性用品の供給等、避難時の男女のニーズの違いを踏まえた設備など、男女が共に安心して過ごせる避難所のあり方を検討し、避難所環境の整備を行います。	総務課 企画財政課 長寿子育て課 けんこう増進課
12	防災や復興に関する計画等での男女共同参画	災害対策における男女共同参画の推進のために、地域防災計画、復興計画、防災対策、避難所運営など、平常時の備え・初動段階・避難生活及び復旧・復興の各段階において男女双方の意見を反映します。	総務課 企画財政課
13	防災組織等への女性の参加促進と人材育成	地域の防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織への女性の参加を促進します。	総務課 企画財政課

## 重点目標5 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (天城町女性活躍推進計画)

国は、平成30年度に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を公布・施行し、政治分野における女性の参画の拡大を目指すとして、国及び地方公共団体は政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有することと定めています。

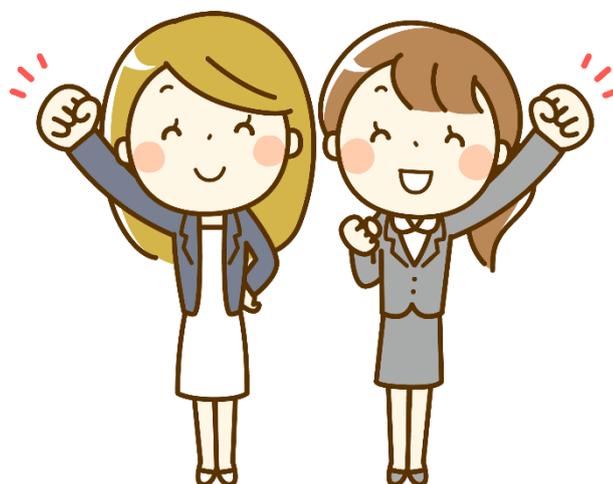
本町においても、多様化する地域課題の解決に向けて、町政をはじめとするあらゆる分野の政策・方針決定過程に、女性のみならず、様々な立場や考え方の当事者や地域生活者の声を反映することは極めて重要となります。

しかし、天城町の町議会や審議会委員等、自治会長の女性割合は、国、県と比較して低い割合で推移しており（P16）、その理由として「男性優位の組織運営がなされているため」と考える町民が半数以上となっており、「女性の能力向上を図るための機会が少ない」、「女性自身の積極性が足りない」と感じている女性が約4割います（P25）。

また、女性の意見がもっと反映されるように政策・方針決定の場へもっと女性が増える方がよいと考える人が非常に多いものの、役職に推薦された場合は断ると回答している女性が約5割と消極的な状況です（P25、P26）。女性自身の断る理由としては「役職につく知識や経験がないから」、男性が女性に断ることをすすめる理由としては「家事・育児や介護に支障が出るから」が上位となっており（P26）、女性が活動しやすく経験を積みやすい組織・地域づくりや、男性が活動に理解を示して家族が協力する意識づくりが求められます。

様々な分野の方針決定過程への女性の参画拡大は、男女共同参画社会の形成だけでなく、多様な意見や意欲ある人材による地域の活性化につながります。

方針決定の場への女性参画拡大へ向けて、女性自身への支援と地域の理解の促進に努め、男女が共に方針決定に参画するまちづくりに努めます。



## (1) あらゆる場面における女性の参画の促進

多様な意見を地域の活性化に反映させるために、様々な分野における男女共同参画の拡大を図ります。

No	取組名	内 容	担当課
1	審議会等における女性の参加促進	定期的に審議会等委員の登用状況を調査し、改善方策等について検討を行い、関係機関や団体等に対して、必要に応じて女性の登用の推薦についての協力を要請します。また、審議会等の性質に応じて委員の公募制の導入を検討します。	関係各課
2	町における女性の参加推進	管理職としての能力を有する女性職員の積極的な登用を推進します。	総務課
3	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の登用の促進	学校教育・社会教育の場におけるPTA活動等、役員への女性の登用の促進についての働きかけを行います。	教委総務課 社会教育課
4	各種団体への女性の参加の働きかけ	各種団体や事業所等に対し、男女共同参画に関する周知・啓発を行い、女性の積極的な参加を促進します。	企画財政課

## (2) 女性の人材育成の促進

女性自ら意欲を高め、十分な能力を発揮できるよう人材育成に取り組みます。

No	取組名	内 容	担当課
5	女性のためのエンパワーメント研修の開催	各課が所管する団体や事業所等の女性を対象としたリーダー研修等に、「エンパワーメント」の理念を踏まえた男女共同参画の視点を導入するとともに、女性が「参加」から「参画」への力量形成を図る研修を実施します。	関係各課
6	意欲のある女性の資格取得に関する支援	各種資格取得に関する情報提供を行うとともに、働く場の拡大のために資格取得を目指す女性に対し、資格取得にかかる支援を行います。	企画財政課

## 重点目標6 生涯を通じた町民の健康支援

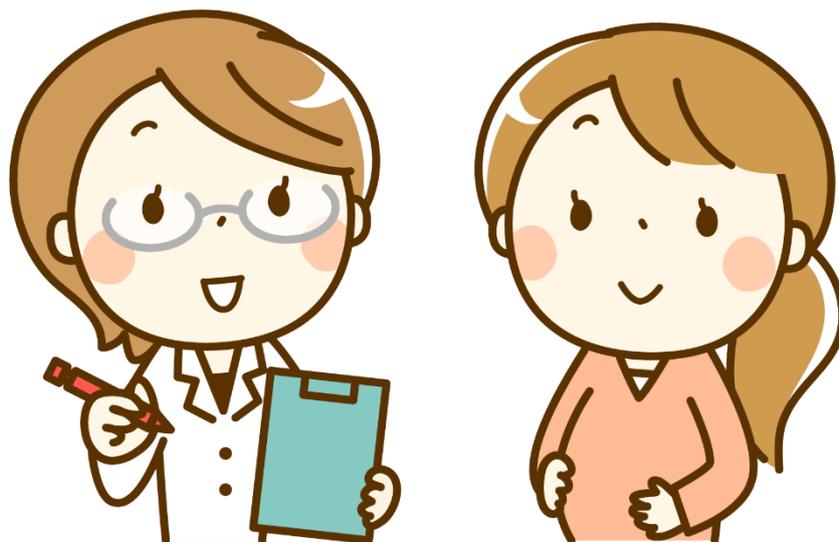
生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、個性と能力を発揮して活躍する社会形成のための基盤となる要件であり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きることが、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。

自身と他者の心身と健康について理解し尊重し合うためには、正しい知識と情報が入手できる環境や、各種の健康支援が必要となります。

特に、女性の心身の状況は、妊娠や出産などライフステージごとに大きく変化するという特性があることから、妊娠や出産を自分で選択する権利があるという「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点が求められます。

町民意識調査から、リプロダクティブヘルス/ライツについての意識の浸透を求める意見が3割台となっていますが（P27）、一方で施策評価から周知・啓発が行われていないこと（P35）から、リプロダクティブヘルス/ライツに関する周知・啓発が求められます。

また、男性についても、全国的に生活習慣病のリスクを持つ人の割合が高いことや、根強い固定的な性別役割分担意識などから孤立のリスクを抱えやすいとされており、これらの特性を踏まえた男性に向けた健康支援も必要となります。



## (1) 生涯にわたるすべての人の健康支援

男女が生涯にわたって健康な生活を送るために、ライフステージや性差に応じた適切な健康の保持増進の支援に努めます。

No	取組名	内 容	担当課
1	健康相談の実施	健康全般に関する相談を実施します。	けんこう増進課
2	女性の生涯を通じた健康保持に関する事業の推進	女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進の推進に努めます。	けんこう増進課
3	妊娠・出産期における適切な健康管理の推進	妊婦等に対する早期の妊娠届け出の勧奨等により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。	けんこう増進課
4	高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	高齢期の自立した日常生活に向けて、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実施できるよう普及啓発を実施します。	社会教育課 けんこう増進課
5	生活習慣病の予防施策の推進	肥満者や喫煙飲酒する者の生活習慣病の予防施策を展開します。	けんこう増進課
6	がん検診の充実	がん検診（乳がん、子宮がん、肺がん等）の予防施策等を進めます。特に女性のがん罹患率の第1位である乳がんについては、自己検診が可能であることから、その方法について普及啓発を図ります。	けんこう増進課
7	母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進	主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝える母性健康管理指導事項連絡カードを周知し、活用を促進します。	けんこう増進課
8	母子保健推進員の養成	町民に身近な場で子育ての見守り・支援を行う母子保健推進員について、母子をめぐる多様な背景を踏まえて画一的な「あるべき姿」ととらわれすぎることなく、各人の多様な状況に対応できるよう活動します。	けんこう増進課

## (2) 男女の健康に関する周知・啓発

身体的性差や年齢による様々な健康上の問題を、お互いに理解し合い、健康の管理・増進に努めるよう、健康に関する周知・啓発を行います。

No	取組名	内 容	担当課
9	健康管理に関する普及啓発、健康診査・指導等の推進	生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を家庭や地域においても積極的に進めます。 その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくり等が大切であることにも留意します。また、学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図ります。	けんこう増進課 教委総務課
10	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス) についての広報・啓発活動	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス) に関する広報・啓発活動を進めます。	総務課 企画財政課
11	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利) についての知識の向上	「性と生殖に関する健康と権利」に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	けんこう増進課 企画財政課
12	「マタニティマーク」の普及	妊婦健診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対するやさしい環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。	けんこう増進課
13	発達段階に応じた性教育の推進	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、学校において「性と生殖に関する健康と権利」の概念を基盤とした性教育を進めます。学年別に「性に関する指導計画」等を作成し、多様な面から性についての理解を深めます。	教委総務課
14	喫煙、飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正確な情報提供を行います。また、受動喫煙防止のための職場・公共の場などの喫煙対策を推進します。	けんこう増進課

## 重点目標7 人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた社会環境の整備

### (天城町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

すべての人には、安心して暮らし、自分の生き方を自分で選択し、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

それらのうち、配偶者等からの暴力（DV）やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者は、多くの場合女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があると言われており、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上での喫緊の課題となります。

近年、全国的に、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの浸透に伴い、これらを利用した交際相手からの暴力、コロナ禍による家庭内暴力の増加など、暴力は一層多様化・深刻化してきています。

また、町民意識調査からは、暴力を経験したことのある人の割合が県平均より高いことや、どういった行為が配偶者からの暴力（DV）にあたるかについての周知・啓発の必要性等が課題として挙げられています。

これらの課題や社会情勢の変化に対応し、暴力を許さず誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するためには、配偶者等からの暴力の防止・被害者への適切な保護に関する取組を現状に即した形で体系的に推進する必要があります。

また、男女間の暴力の背景にある偏見の解消や男女の立場の違いへの理解促進のためには、男女共同参画の取組の総合的な展開も重要となります。

以上のことから、この度、「天城町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」第1次計画期間が令和4年度で終了するにあたり、第2期計画を天城町男女共同参画基本計画と一体的に策定・推進することとし、この「重点目標7 人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた社会環境の整備」を「天城町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」として位置づけます。

## ■これまでの天城町の取組

これまで天城町は、大島支庁徳之島事務所福祉課、警察署等の関連機関と連携し、配偶者等からの暴力に関する相談に対応してきました。

平成25年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、「天城町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、相談支援者の理解促進研修の実施、関係機関等との連携強化など、暴力の防止に向けた一層の支援に取り組んできました。

取組に関する課題としては、被害者救済関連の取組において、被害者の発見・相談から安全確保後の生活支援まで取り組むべき範囲が広く、関わる団体や支援制度等が多岐にわたるため、関係機関等との連携強化や制度に関する情報提供等が求められています。

また、施策評価から、多様な事業があることから一部実施できていない事業が見られ、事業の整理と着実な推進が課題となります（P35）。

## ■配偶者からの暴力の現状

### （1）相談件数

配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、鹿児島県、全国共に令和2年度が最も多く、令和3年度はやや減少し鹿児島県は1,514件となっています。

■配偶者暴力相談支援センターの相談件数

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全国	106,110	114,481	119,276	129,491	122,478
鹿児島県	1,225	1,373	1,692	1,878	1,514

資料：内閣府

### （2）町民意識調査結果

町民意識調査では、暴力を経験したことのある人が、肉体的な暴力、精神的な暴力、性的強要のすべての項目で、県平均を上回っており、特に、肉体的な暴力、精神的な暴力は回答者の2割が経験しています（P30）。

どういった行為がDVにあたるかについては、60歳以上を中心に、「交友関係等を細かくチェックしたり、長時間無視する」等の精神的な暴力について、暴力だと認識していない人が見られることから（P29）、DV防止に関する周知・啓発とあわせて、どういった行為がDVとなりうるのかについての周知・啓発が重要となります。

また、DVに関する用語として、「デートDV」の認知度が16.2%と低いことから、デートDVについても周知が必要です（P32）。

暴力を受けたときの相談先については、どこ（だれ）にも相談しなかった人が、男女共に最も多く、公共・民間の相談窓口相談した人は5%未満となっており、相談状況を鹿児島県と比較すると、男性で誰にも相談しなかった人の割合が鹿児島県より高くなっていることから（P31）、相談窓口の周知や、相談しやすい窓口づくりなど、相談体制の一層の整備が求められます。

## ■具体的な取組

### （1）暴力を許さない社会づくり

#### ①暴力を許さない人権教育・啓発の推進

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた町民の取り組みを促進し、暴力を許さないまちづくりに努めます。

No	取組名	内 容	担当課
1	地域、家庭教育における人権教育の推進	地域や家庭において、男女の人権の尊重に基づく人権教育を推進するため自治会や家庭に対して広報・啓発に努めます。	企画財政課 長寿子育て課 社会教育課
2	学校、幼稚園等における人権教育の推進	学校、幼稚園・保育所等の教育・保育の場において、人権意識を高める教育や、男女の人権の尊重に基づく教育を推進するため教育・保育関係者に向けた広報・啓発に努めます。	企画財政課 教委総務課 長寿子育て課
3	職域における人権教育の推進	職域において、男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、商工会等関係機関と連携するなど、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。	企画財政課 商工水産観光課
4	法教育の推進	人権意識の確立に向け、法律についての知識を持ち、日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために、広報誌や町ホームページなどを利用して法教育の推進に努めます。	企画財政課 教委総務課
5	多様な機会を捉えた広報・啓発の推進	暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報誌や町のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの町民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発に努めます。	企画財政課 教委総務課 けんこう増進課

## ②配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

「どういったケースが暴力にあたるのか」など、配偶者等からの暴力に対する正しい理解とそれを許さないという認識の浸透を図ります。

№	取組名	内 容	担当課
6	ホームページ等を活用した啓発及び講演会等の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、町ホームページ等を活用し、広く町民に対する啓発活動を実施するとともに、講演会等を実施します。	企画財政課
7	誰もが参加しやすい講演会等の実施	町の情報に接する機会が少ない若年層（特に児童・生徒）に対し、年齢や学年に配慮した内容を検討し実施します。	企画財政課
8	書籍やビデオ等の関連情報の提供	教育関係や各種団体等に対して、啓発に関する書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。	企画財政課 教委総務課 社会教育課
9	女性に対する暴力をなくす運動（11月）の周知	「女性に対する暴力をなくす運動」についての周知を行い、配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないように、広報・啓発に努めます。	企画財政課

## ③デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

デートDVの防止に向けて、当事者や関係者への周知・啓発に努めます。

№	取組名	内 容	担当課
10	デートDV防止に関する広報・啓発の実施	デートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDV防止に向けた取組を進めます。	企画財政課 長寿子育て課 社会教育課
11	被害者に関する適切なケア	教育関係者や保健医療関係者等デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたるように努めます。	企画財政課 長寿子育て課 教委総務課 社会教育課

## (2) 相談・早期発見のための体制整備

## ①相談体制の整備と充実

相談窓口の周知や支援者の質の向上、相談しやすい環境の整備に努め、安心して相談できる体制の整備を推進します。

No	取組名	内 容	担当課
12	安心して相談できる環境・相談体制の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進めるとともに、民生委員や児童委員等と連携して、気軽に相談できる体制の整備に努めます。	企画財政課 長寿子育て課
13	被害者への各種相談窓口の周知	被害者の安全確保に対する配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます。	企画財政課
14	町担当職員や支援機関の職務関係者等を対象とした研修の実施	町職員や支援機関の職務関係者等が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく適切な対応をとることができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。  ■支援機関職務関係者 教育相談員、スクールカウンセラー、 ソーシャルスクールワーカー、民生委員・児童委員、 児童相談員、消費生活相談員、人権擁護委員 等	関係各課
15	庁内関係各課の連携体制の強化	被害者の相談に迅速な対応ができるよう庁内関係各課の連携体制の強化を図ります。	関係各課
16	医療機関などの支援関係機関・団体との連携強化	被害者の相談に総合的かつ迅速に対応するために、関係機関・団体の連携強化を図ります。 また、被害者の相談に迅速な対応ができるよう、情報の共有化を図ります。	企画財政課 けんこう増進課
17	警察の緊急通報装置貸出制度の周知	被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出について情報提供を行います。	総務課 企画財政課

## ②暴力を見逃さない環境整備と被害者の早期発見

関係機関や地域と連携し、暴力を見逃さない地域づくりと被害者の早期発見に努めます。

No	取組名	内 容	担当課
18	配偶者からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への研修	<p>被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めるために、各関係者を対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着等を図る研修を実施します。</p> <p>■関係者 消防（救急）職員，民生委員，児童委員， 人権擁護委員，保健・医療・福祉・教育分野関係者 等</p>	関係各課
19	地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見	<p>地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員等は，日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め，被害者への適切な情報提供を行うとともに，暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。</p>	関係各課
20	育児・介護サービスの提供者による早期発見	<p>潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高い福祉関係者は，関わりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し，守秘義務に十分に配慮し，被害者の意志を尊重しながら，適切な支援を受けられよう支援関係機関につないでいくよう努めます。</p>	企画財政課 長寿子育て課 けんこう増進課
21	配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度の広報	<p>被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために，配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度について，各法の規定とその趣旨等について，様々な機会を利用して広報に努めます。</p>	企画財政課 長寿子育て課 けんこう増進課
22	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	<p>日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者による通報等は，守秘義務違反に問われることがないことなど，制度の周知を図り配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着に努めます。</p>	関係各課

### (3) 被害者の安全と安心の確保

#### ①被害者の保護と安全確保

被害者の速やかな保護と安全確保のための各種取組の整備と適切な運用に努めます。

№	取組名	内 容	担当課
23	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	患者の状況から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。	総務課 企画財政課
24	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申出制度等の情報提供	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関と連携し、被害者及び関係者への制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を行います。	関係各課
25	保護命令制度の広報と申し立てに関する支援	被害者の安全確保のために、配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット等を活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。	企画財政課
26	医療保険制度の適切な運用	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用します。	けんこう増進課

#### ②被害者の安全を守る個人情報の保護

被害者の安全確保のためにはその個人情報の保護が重要であることから、関係機関等での個人情報保護を徹底します。

№	取組名	内 容	担当課
27	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等、関係機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務を徹底します。	関係各課
28	町職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進	個人情報を扱う町職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力についての理解を促進する研修を実施します。	総務課 企画財政課 教委総務課

29	住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・連携に努めます。	関係各課
----	--------------------------	--	------

### ③支援者の安全確保とケア

支援者に係る負担や加害者からの危害リスクを踏まえ、支援者の安全確保やケアに努めます。

N o	取組名	内 容	担当課
30	支援者のケア	被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、関係機関と連携・協力して、その職務の特性に配慮して支援者ケアに取り組みます。	関係各課

## (4) 被害者に対する支援の充実

### ①安心して暮らせるための生活面・経済面の支援

地域で安心して生活できるよう、生活面、経済面、住居面の各種制度等の情報提供や活用等の支援を行います。

N o	取組名	内 容	担当課
31	生活保護、児童扶養手当等の各種経済的支援制度の活用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	長寿子育て課
32	各種保育サービスの情報提供・利用支援	各種保育サービスや相談事業の情報を提供し、育児の負担軽減を図ります。	長寿子育て課
33	ハローワークにおける職業相談・指導、職業紹介、求人情報の提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。	総務課 企画財政課
34	就職のための技能修得等の情報提供	就職に必要な、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。	関係各課

35	自立困難な被害者への対応	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉施設への入所等の支援を行います。	企画財政課 長寿子育て課
36	住宅等の支援	住居の確保に困窮している被害者の住宅等を優先的に支援します。	関係各課

## ②配偶者等からの暴力のある家庭に育った子どもへの支援

配偶者等からの暴力が子どもへ与える影響の重大性を踏まえ、子どもへの支援を充実します。

№	取組名	内 容	担当課
37	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。	企画財政課 教委総務課
38	地域のあらゆる主体における子供の見守りの推進	子供に関わる様々な立場の者が、子供の様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとれるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	関係各課
39	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所の支援	町、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもについて、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校・入所等できるよう支援します。	関係各課
40	健康診査・予防接種等実施への配慮	加害者からの追跡等があつて現住所地に住民登録していない子どもについても、現住所地で健康診査や予防接種が受けられるよう配慮します。	けんこう増進課

## 第5章 計画の進行管理

### 1. 計画の推進体制

本計画に記載された施策の着実な推進と、それによる男女共同参画社会の形成のために計画の推進体制について以下のとおり定めます。

#### (1) 庁舎内の推進体制

- 天城町男女共同参画懇話会の意見をはじめ、町民の意向を尊重しながら、町長を会長とする天城町男女共同参画推進会議を中心とする庁内推進体制の機能強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して、総合的かつ計画的な取組を進めます。
- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、広範多岐にわたっていることから、職員自身の意識向上が求められます。役場のすべての職員が、男女共同参画社会についての理解を深め、その実現を目指すという共通認識を持ち、率先して行動できるように意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。

#### (2) 町内の推進体制

- 本計画の推進と男女共同参画社会の実現のためには、行政が直接取り組む施策だけではなく、町民が男女共同参画の意義を深く理解し、地域、学校等、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で主体的な取組を展開するとともに、協働により推進します。

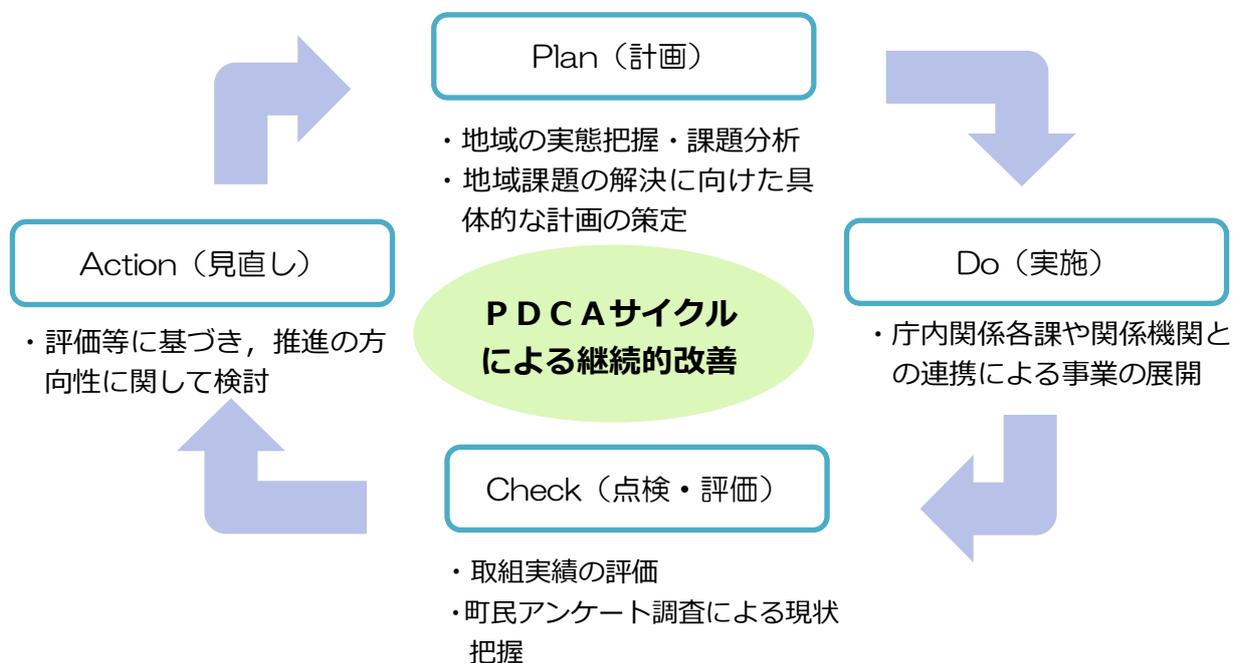
#### (3) 国・県・近隣自治体・関係機関等との連携体制

- 男女共同参画社会の形成は世界的な取組であることから、国際的な動向をとらえるとともに、国・県・近隣自治体・県男女共同参画センター等関係機関との連携協力体制を強化し、さらなる研修機会の充実と多角的な啓発活動を展開します。

## 2. 計画の評価・進行管理体制

本計画を効果的に推進するためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行管理については、町民、関係団体・関係機関等と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなどにより、着実な計画の推進を目指します。



### 3. 計画の数値目標

天城町の現状・課題を踏まえたうえで、男女共同参画社会の実現に向けて以下の目標値を掲げ、その達成に向けて各種施策を推進していくものとします。

項 目	出 典	現状値 (令和4年度)	中間目標値 (令和9年度)	目標値 (令和14年度)
「男女共同参画」という単語の認知度	町民 アンケート調査	60.4%	65%	70%
男女共同参画社会が「実現している」と 思う町民の割合		33.3%	40%	50%
天城町全体で男女の地位が「平等である」 と感じる町民の割合		25.9%	30%	40%
固定的役割分担意識に「同感しない」 町民の割合		71.4%	80%	90%
健康相談の実施回数	けんこう 増進課	26回	42回	60回
家族経営協定を締結した家庭数 (新規で締結した数)	農政課	1世帯	1世帯	2世帯
DVに関する町職員や支援関係者への 研修の実施	関係各課	0回	3回	5回
町議会における女性の数	町議会	1人	2人	2人
区長会における女性区長の数	各集落	0人	1人	3人
町の管理的地位に占める女性職員の数	天城町 役場	0人	1人	3人
町の男性職員の育児休業取得者数	天城町 役場	0人	3人	5人



## 資料編

## 1. 用語解説

あ行	
育児休業・介護休業法	<p>育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のこと。</p> <p>育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家族生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としたもの。</p>
M字カーブ	<p>日本で15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときにできる曲線のこと。M字型曲線ともいい、女性の労働力率が出産・育児期である30代前半を谷底とする形を表したもの。</p>
SDGs（持続可能な開発目標）	<p>SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを掲げている。</p>
エンパワーメント	<p>本来は英語の「パワー（力）」からきており、「力をつけること」という意味。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力をいう。</p>
か行	
家族経営協定	<p>家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、公的な第三者の立会いのもと文書で協定書をつくること。</p>
合計特殊出生率	<p>人口統計上の指標で、15～49歳までの既婚・未婚を問わない全女性の年齢別出生率を合計したもので、女性人口の年齢構成を除いた「その年の出生率」を意味する。</p>
国連婦人の地位委員会	<p>経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946年6月に設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行い、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会に対して勧告を行う。</p>
固定的性別役割分担意識	<p>一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男女ははじめからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいう。</p>

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	1979年の国際連合の女子差別撤廃条約採択をうけて、雇用における男女平等の実現をはかるために、1985年に制定された。労働者の募集、採用および配置、昇進につき男女の均等な取り扱いを事業主の努力義務とし、教育訓練、福利厚生および定年、退職、解雇についての女子差別禁止、雇用における男女差別禁止とセクシュアル・ハラスメント防止の事業所義務化、妊娠、出産などを理由にした不利益な取り扱いの禁止、男性に対する差別禁止などが盛り込まれている。
<b>さ行</b>	
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。ジェンダーはそれ自体に良い、悪いといった価値を含むものではない。
ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年発表する男女格差を図る指数。
女子差別撤廃条約	昭和54年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和55年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和60年に批准した。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進するための法律。
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	平成30年施行。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を持っているかということ（公益財団法人権教育啓発推進センター資料より）。
性的少数者	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人、性的指向や性自認等に関してのありようが多数派とは異なるとされる人々のこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的マイノリティ」ともいう。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

た行	
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別の国籍，年齢などに関わりなく，多様な個性が力を発揮し，共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では，男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を受けることができるとともに，男女が共に責任を担うとされている。 平成 11 年（1999 年）6 月には男女共同参画の推進を法律面で明確化した男女共同参画社会基本法が制定された。
男女共同参画社会基本法	「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で，平成 11 年に公布・施行された。 男女共同参画社会の形成に関し，基本理念を定め，並びに国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。
デートDV	DVのうち，恋人同士の間で起こる暴力を指す。 殴る，蹴るの暴力だけでなく，どなる，おどす，交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど，相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為もデートDVに含まれる。
DV (ドメスティック・バイオレンス)	女性，子ども，高齢者，障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的，心理的虐待，性的虐待など」を指し，女性問題としては夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく，威嚇，無視，行動の制限など，心理的な苦痛を与えることも含まれる。
DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	配偶者からの暴力に係る通報，相談，保護，自立支援等の体制を整備し，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするもので，平成 25 年に一部改正され，生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても，配偶者からの暴力及びその被害者に準じて，法の適用対象とされることとなっている。
は行	
パワー・ハラスメント	職権などのパワーを背景にして，本来の業務の範疇を超えて，継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い，就業者の働く関係を悪化させ，あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。
「北京宣言」及び「行動綱領」	平成 7 年（1995 年）到北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択されたもので，「行動綱領」は 21 世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12 の重大問題領域（1 貧困，2 教育と訓練，3 健康，4 女性に対する暴力，5 女性と武力抗争，6 経済，7 権力及び意志決定，8 女性の地位向上のための制度的な仕組み，9 人権，10 メディア，11 環境，12 女兒（少女））があげられ，それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。また，「北京宣言」では，女性の地位向上とエンパワーメントを一層前進させるため，効果的，効率的かつ相互に補強し合うジェンダーに敏感な政策及びプログラムを計画・実施・監視することが必要であると宣言している。

<p>ポジティブ・アクション（積極的改善措置）</p>	<p>様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。</p> <p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。</p>
<p><b>ま行</b></p>	
<p>マタニティ・ハラスメント</p>	<p>働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと。妊娠中や産休後に会社で受ける「心無い言葉・行動」「解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導」が主な行為である。</p>
<p>メディアリテラシー</p>	<p>インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。</p>
<p>メンター制度</p>	<p>経験豊かな先輩社員（メンター）が双方向の対話を通じて、後輩社員（メンティ）のキャリア形成上の課題解決や悩みの解消を援助して個人の成長をサポートする役割を果たすこと。</p>
<p><b>ら行</b></p>	
<p>ライフステージ</p>	<p>人間の発達段階を、独特の特徴が現れるいくつかの区切りをもってとらえるもの。一般的には、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分されている。</p>
<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）</p>	<p>平成6年（1994年）の国連の国際人口・開発会議において掲げられた概念であり、女性の人権の重要なひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは女性自らの意思で子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定することが可能な権利のことを指す。</p>
<p><b>わ行</b></p>	
<p>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）</p>	<p>一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。</p>

## 2. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正

平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画等

### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

### (認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

### (認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十

二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しな

なければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理

解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

##### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

**(婦人相談員による相談等)**

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

**(婦人保護施設における保護)**

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

**第三章 被害者の保護**

**(配偶者からの暴力の発見者による通報等)**

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

**(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)**

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

**(警察官による被害の防止)**

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(警察本部長等の援助)**

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

**(福祉事務所による自立支援)**

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(被害者の保護のための関係機関の連携協力)**

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

**(苦情の適切かつ迅速な処理)**

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申

出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

##### (保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令

の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書

面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

**（迅速な裁判）**

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

**（保護命令事件の審理の方法）**

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

**（保護命令の申立てについての決定等）**

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

**（即時抗告）**

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

る。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

**(保護命令の取消し)**

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

**(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)**

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

**(事件の記録の閲覧等)**

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

**(法務事務官による宣誓認証)**

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

**(民事訴訟法の準用)**

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

**(最高裁判所規則)**

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第五章 雑則**

**(職務関係者による配慮等)**

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項にお

いて「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

**(教育及び啓発)**

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

**(調査研究の推進等)**

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

**(民間の団体に対する援助)**

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

**(都道府県及び市の支弁)**

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

**(国の負担及び補助)**

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

**第五章の二 補則**

**(この法律の準用)**

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第

十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

**（検討）**

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

**（施行期日）**

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

**（施行期日）**

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

**（その他の経過措置の政令への委任）**

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討等）**

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 5. 天城町男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

**第1条** 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を図るため、天城町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成促進に関すること。

(組織)

**第3条** 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

**第4条** 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させて意見を聴くことができる。

(幹事会)

**第6条** 会長は、男女共同参画社会実現のための施策について、調査、研究その他専門的な作業を行うため、天城町男女共同参画幹事会(以下「幹事会」という。)を置くことができる。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる推進会議の各委員が推薦する所属職員をもって組織する。
- 3 幹事会は、調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

**第7条** 推進会議の庶務は、企画財政課において行う。

(雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

**附 則** (令和2年2月26日要綱第25号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年8月11日要綱第65号)

この要綱は、公布の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

総務課長
企画財政課長
くらしと税務課長
長寿子育て課長
けんこう増進課長
水道課長
農政課長
農地整備課長
建設課長
商工水産観光課長
会計課長
議会事務局長
教育委員会総務課長
教育委員会社会教育課長
農業委員会事務局長

別表第2 (第6条関係)

総務課長
企画財政課長
くらしと税務課長
長寿子育て課長
けんこう増進課長
水道課長
農政課長
農地整備課長
建設課長
商工水産観光課長
教育委員会総務課長
教育委員会社会教育課長

## 6. 天城町男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

**第1条** 天城町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を聴し、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、天城町男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に報告を行うものとする。

(組織)

**第3条** 懇話会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体及び関係機関の代表者
- (2) 町内企業及び事業所の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

**第7条** 懇話会の庶務は、企画財政課において行う。

(雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

**附 則** (令和2年2月26日要綱第26号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

---

第2次天城町男女共同参画基本計画  
天城町女性活躍推進計画  
天城町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画

---

令和5年3月

発行 天城町 企画財政課  
〒891-7692  
天城町平土野 2691-1  
電話 (0997) 85-3111

---

